

令和3年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和3年6月21日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第1	発委第3号	川棚町議会基本条例	議会運営委員会委員長
第2	発委第4号	川棚町議会の議決すべき事件を定める条例	〃
第3	総務厚生委員会調査報告		総務厚生委員会委員長
第4	産業建設文教委員会調査報告		産業建設文教委員会委員長
第5	議会運営委員会調査報告		議会運営委員会委員長
第6	常任委員の選任		
第7	議会運営委員の選任		
第8	選挙第1号	東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙	
第9	承認第2号	専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回））	
第10	承認第3号	専決処分の承認（令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））	
第11	承認第4号	専決処分の承認（令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））	
第12	承認第5号	専決処分の承認（令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））	
第13	承認第6号	専決処分の承認（令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第5回））	
第14	承認第7号	専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）	
第15	報告第1号	専決処分の報告（川棚町政治倫理条例の一部を改正する条例）	
第16	報告第2号	令和2年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書	
第17	報告第3号	令和2年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書	
第18	報告第4号	川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件	
第19	議案第24号	川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例	
第20	議案第25号	令和3年度川棚町一般会計補正予算（第1回）	
第21	議案第26号	令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）	
第22	議案第27号	川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
第23	議案第28号	工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））	
第24	議案第29号	工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））	

第25 議案第30号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

第26 閉会中の継続審査の件

総務厚生委員会委員長

産業建設文教委員会委員長

第27 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会委員長

第28 議員派遣の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 発委第3号

議 長 日程第1、発委第3号「川棚町議会基本条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第3号、令和3年6月21日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 初手安幸。

川棚町議会基本条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

本条例の提案理由の説明を申し上げます。議会改革を更に進めるため、議会の役割と責任及び議会と議員の活動理念を明確にし、町民に開かれた議会を目指すとともに、議会活動及び議会改革に真摯に取り組むことを誓い、議会基本条例を制定するものであります。

次に、本条例の主な内容につきまして説明を申し上げます。次のページ、条例文をご覧ください。

本条例は、前文を含め第1章から第9章をもって構成をいたしております。

まず、前文では、議会と執行機関の関係として、二元代表制の下、ともに町政の発展と町民福祉の向上に大きな責任を担っていることを謳い、次に、議員には、多様な民意の的確な把握と町民の負託にこたえる活動や、説明責任を果たすことが求められているとし、末尾では、議会改革に取り組み、開かれた議会づくりのために本条例を制定することといたしております。

第1章は、第1条において、町民の負託にこたえるため、議会の果たすべき役割と責任を明確にすることを目的としております。

第2章は、「議会及び議員の活動原則」を規定し、3つの条文からなり、

第4条においては、「議員の政治倫理」として、「町民全体の代表としてその倫理性と品位を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。」と規定しています。

第3章は、「町民と議会の関係」を規定しております。第5条で、「町民と議会及び議員の関係」として、議員活動に関する情報公開・町民に対する説明責任、参考人、公聴会制度の活用、また、町民や各種団体との意見交換の場を多様に設けることなどを規定しています。

第4章は、「執行機関と議会の関係」を規定しています。第6条は、「執行機関と議会及び議員の関係」として、議会審議における執行機関との健全な緊張関係の保持、議員の町の政策決定過程の一部である各種附属機関委員等への就任は原則しないことなどを規定しています。第7条は、「町長等による政策等の形成過程の説明」として、重要な政策、計画、事業等について、その議会審議の水準を高めるため、資料の提出・説明を求めることができるものとしております。

次に、第8条は「議決事件の拡大」についてであります。地方自治法第96条第2項に基づき活用するものであります。第2項で、議会の議決すべき事件として別に条例で定めるとしており、具体的には総合計画の基本構想、基本計画をこの後に提案することといたしております。

第5章は、「議会運営と議会活性化の推進」を規定しています。第9条において「自由討議」による議員間の合意形成について、また、第10条においては「議会広報及び公聴の充実」を規定し、議会広報活動・公聴活動に努めるものと規定しています。

第6章は、「議会及び議会事務局の体制整備」を規定しています。第11条においては、「専門的知見の活用」を新たに取り入れるもので、必要に応じて専門的知見を活用し、議会活動の充実を図ろうとするものです。次に、12条「議員研修の充実強化」、第13条「議会図書の充実活用」、そして、第14条「議会事務局の体制整備」については、更なる充実強化を図ることとするものであります。

第7章は、「議員の身分及び待遇」について規定しています。第15条は「議員定数」について、第16条は「議員報酬」について述べてあります。それぞれ、第2項、第3項では、その改正に当たっての考え方を定めていま

す。

第8章は、「災害時の対応」を規定しています。第17条では、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めることなどを規定しています。

最後に、第9章であります。ここでは「最高規範性で見直し手続き」を規定しています。第18条で、本条例が議会における最高規範であること、19条において、本条例の「見直し手続」について、必要に応じ適切な措置を講ずるなどを規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとしています。以上で説明を終わりますが、最後に本条例策定に当たりまして、議長はじめ議会運営委員会の確認、全員協議会でご議論を深めてもらった議員各位並びに助言等をいただいた町長はじめ関係の方々に、この場をお借りして感謝を申し上げます、提案理由と内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。はい、田口議員。

8 番 田 口 それでは私、賛成討論をいたします。この議会基本条例の制定につきましては、私が議員になった10年前から既に議会改革の課題として挙がっていたと思いますので、本当に長い期間検討をしてきて、やっとこれがこういう形に実ったなという感慨も覚えるところでございます。特にこのこれまでの2年間につきましては、初手議運委員長のもとに、本当に詰めた議論をしていただいて、そして文言も、条例の構成及び文言の細かいところまで作業をしていただいて、そして全員協議会において議員にも何回も諮られてやっと出来上がったというようなものでございますので、私はこの議

運の委員の皆様方のこれまでの努力を本当に高く評価をしたいと思っておりますし、内容的にも大変いいものができたというふうに評価できると思いますので、賛成いたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。いいですね。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第3号「川棚町議会基本条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、発委第3号「川棚町議会基本条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 1 1)

日程第2 発委第4号

議 _____ **長** 次に、日程第2、発委第4号「川棚町議会の議決すべき事件を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第4号、令和3年6月21日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 初手安幸。

川棚町議会の議決すべき事件を定める条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

本条例の提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めることによって、議会本来の役割を積極的に果たし、もって町民に開かれた町政の推進に寄与することを目的

とするものであります。

次に、本条例の内容につきまして説明を申し上げます。次のページ、条例文をご覧ください。

本条例は、2条から成り、第1条において、その趣旨を規定し、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について定めるものとするとしています。

第2条においては、議決すべき事件として、今回、「総合計画」を対象とし、第1号で「基本構想」を、第2号で「基本計画」に関し、その策定、変更又は廃止について対象にしようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとしています。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第4号「川棚町議会の議決すべき事件を定める条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、発委第4号「川棚町議会の議決すべき事件を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:16)

日程第3 総務厚生委員会調査報告

議 長 次に、日程第3、「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査を行ってまいりました、「移住・定住促進について」と「新型コロナウイルス感染症対策について」の調査結果の最終報告をいたします。この報告につきましては、町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和3年6月4日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告書。

1. 件名 移住・定住促進について。

2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会から第11回委員会までは令和2年9月定例会において報告済み。

(2) 第12回委員会。

日時 令和2年10月14日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(3) 第13回委員会。

日時 令和2年11月10日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、教育次長。

本町の移住・定住に係る教育環境について教育委員会から説明を受け意見交換を行った。

主な内容。

- ・ G I G A スクールでの I C T 環境整備の状況について。
- ・ タブレット等の小中学校での活用状況について。
- ・ 本町は I C T 教育に関して先進地であり、もっと外部に P R していくべきとの意見があった。

(4) 第 1 4 回委員会。

日時 令和 3 年 2 月 4 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

移住・定住促進に取り組んでいる先進地について協議した。

(5) 第 1 5 回委員会。

日時 令和 3 年 4 月 6 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

移住・定住に係る情報発信について、リニューアルされた本町ホームページの見直しを行い、県の移住支援ホームページや他市町のホームページとの比較などを行った。

(6) 第 1 6 回委員会。

日時 令和 3 年 4 月 2 8 日。

場所 第 3 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

移住・定住に係る情報発信について、本町ホームページの改善点の抽出などを行い、その後の調査方法や内容を協議した。

(7) 第 1 7 回委員会。

日時 令和 2 年 5 月 1 1 日。

場所 第 1 委員会室。申し訳ありません。訂正を 1 か所お願いいたします。今のところの日時のところですが、「令和 2 年」のところを「令和 3 年」が正しくなりますので、訂正をお願いいたします。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総務課長、情報法規係長、情報法規係員、企画財政課長、企画振興係長。

総務課、企画財政課からホームページリニューアル業務の内容などの説明を受け、移住・定住に係るページの内容の更新について意見交換を行った。

主な内容。

- ・移住・定住のページの内容を充実するべきではないか。
- ・ページの更新は職員で行っていくとのことであり、容量的にはまだ余力がある。
- ・県の移住支援サイトとの連携を図るべきではないか。
- ・子育て環境に関して、学校やこども園などの様子を画像で掲載することにより状況がわかるようにするべきではないか。

(8) 第18回委員会。

日時 令和3年5月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、報告書の取りまとめを行った。

(9) 第19回委員会。

日時 令和3年6月4日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、報告書の取りまとめを行った。

3. 委員会の意見。

これまで令和元年10月7日より19回の委員会を開催し、移住・定住に係る調査として、各担当課から説明を受け意見交換を行ってきた。

9月の中間報告でも述べたとおり、移住・定住に係る窓口は企画財政課となっているが、関連する部署は多岐にわたり、本町での移住・定住に関する施策の連携ができていないので、1か所で取りまとめを行う担当係の創設が望ましいと考える。

昨今、少子高齢化や人口減少、地域の活性化などの対策として多くの自治体が移住・定住促進に本格的な取り組みを行っているが、本町の状況は他市

町と比較すると残念ながら遅れを取っている。

また、コロナ禍の影響で働き方がリモートワークへと推進されていく中、地方への移住の関心度は高くなってきており、外部への情報発信の強化は急速に取り組むべき事案と感じられる。

外部への情報発信ツールである本町ホームページに関しては、リニューアルしたばかりで、まだまだ内容的に不十分であるが、今後の更新による充実を期待する。

海や山が見える豊かな自然に囲まれたロケーションや、町内全域に張り巡らされたブロードバンド網の設備など、外部へアピールできる環境は多く、子育て世代に対しても最先端のICT教育や行き届いた子育て支援施策の充実など移住者を呼び込む材料は多くそろっていると思われる。

現在、本町では移住・定住促進についての積極的な施策は打ち出されていないが、本委員会では今後の町政の発展において重要な課題になると考え、移住・定住に関する事業の早期着手を求め最終報告とする。

引き続き、2件目の報告に入りたいと思います。

総務厚生委員会調査報告書。

1. 件名 新型コロナウイルス感染症対策について。

2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和2年7月13日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第2回委員会。

日時 令和2年7月31日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員（福田委員欠席）、議長、事務局長、健康推進課長、住民福祉課長。

健康推進課、住民福祉課から新型コロナウイルス感染症対応事業について説明を受け意見交換をおこなった。

事業名。

- ・介護保険事業所等感染症対策補助金。
- ・障害者支援施設等感染症対策補助金。
- ・庁舎内感染防止対策事業。
- ・新生児特別定額給付金事業。
- ・社会福祉施設空調設備強化事業。

(3) 第3回委員会。

日時 令和2年8月19日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総務課長、行政係長、情報法規係長、防災交通係長。

総務課から災害時の避難所でのコロナ対策や、各地区での防災倉庫設置などについて説明を受け意見交換を行った。

事業名。

- ・災害避難所感染症対策事業。
- ・庁舎内感染防止対策事業。
- ・消防団員衛生確保備品購入事業。
- ・情報発信強化事業。
- ・オンライン会議環境整備事業。

(4) 第4回委員会。

日時 令和2年9月4日。

場所 第2委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総務課長、情報法規係長。

総務課から新型コロナウイルス感染症対応事業の情報発信強化事業及びオンライン会議環境整備事業について説明を受け意見交換をおこなった。

(5) 第5回委員会。

日時 令和3年2月4日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総務課長、行政係長、情報法規係長、防災交通係長、健康推進課長、健康増進係長、介護保険係長、国保年金係長。

国からの交付金に関する新型コロナウイルス感染症対応事業の執行状況に

ついて、総務課、健康推進課の所管に係る説明を受け意見交換を行った。

(6) 第6回委員会。

日時 令和3年4月6日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、健康推進課長、健康増進係長。

新型コロナワクチン予防接種の予約状況について健康推進課から説明を受け意見交換をおこなった。

(7) 第7回委員会。

日時 令和3年5月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、健康推進課長、健康増進係長。

新型コロナワクチン予防接種の状況について健康推進課から説明を受け意見交換をおこなった。

(8) 第8回委員会。

日時 令和3年6月4日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

報告書の取りまとめをおこなった。

3. 委員会の意見。

令和2年7月13日より8回の委員会を開催し、総務課、健康推進課、住民福祉課から新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の説明や、その都度対応されてきた施策の実施状況などの報告を受け意見交換をおこなった。

これまで経験したことがないウイルス感染症に対して、国からの交付金などを有効に活用し、迅速に対応されてきたことは高く評価されるものと思われる。

また、5月から開始された新型コロナワクチン予防接種も予定通りに進められており、感染症の抑制に期待が持たれている。

全国的にみると、新型コロナ感染症の収束はいまだめどが立っておらず、今後も様々な行政対応が求められ、臨機応変な施策が必要であると考えます。

これからも職員一丸となり、各担当部署の連携も取りながら新型コロナウイルス感染症対策の充実を図り、町内の事業者や医療、介護、福祉の支援に

努め、安心安産な生活が続けられるよう対応されていくことを期待する。以上で報告といたします。

議 長 ただいま、委員長から2件について報告がありました。これから、委員長の報告に対し質疑を行います。一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします

(10:31)

日程第4 産業建設文教委員会調査報告

議 長 次に、日程第4、「産業建設文教委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 では、産業建設文教委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査を行っておりました、大崎観光と観光施設の指定管理について、新型コロナウイルス感染症対策について、調査結果を最終報告いたします。この報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和3年5月25日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名 大崎観光と観光施設の指定管理について。
2. 期日 令和元年6月13日から令和3年5月25日。
3. 場所 第1委員会室。

令和2年1月28日以前の委員会は、令和2年臨時議会「公の施設の指定

管理者の指定の件」3件にて報告済み。

4. 審査の経過と概要。

(1) 第5回委員会（令和3年5月12日）。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、産業振興課長、商工観光係長。

大崎観光と観光施設の指定管理について指定期間満了後の運用計画について説明を受けた。

主な質疑と答弁。

質疑、「川棚町観光施設運営方針諮問委員会」（仮称）の委員構成は。

答弁、委員は5名で予定しており、観光分野、企業経理、施設管理等に精通する専門家を招聘したい。具体的には県内の大学教授等、税理士、建築士などを考えている。

質疑、どのようなスタンスで諮問するのか。

答弁、指定管理制度から施設の民間払下げまで含めての諮問となる。

委員会内での主な討議。

・令和6年度には施設の運用方法が決定するスケジュールだが、期間的にも余裕がないので手続きを着実に進めていただきたい。

・諮問委員会が設置され、審議が続いていくので次期の産業建設文教委員会においても閉会中の継続調査としてもらいたい。

(2) 第6回委員会（令和3年5月25日）。

出席者 委員全員、事務局書記。

閉会中の継続調査の取りまとめを行った。

5. まとめと意見。

今後の観光施設の運用方針については諮問委員会を設置して検討することとなった。令和3年度中に諮問委員会設置の条例制定や条例改正、諮問委員会での調査審議、令和4年度で諮問委員会からの答申を受け、令和5、6年度で施設管理の運用方針決定を待つ形となる。

諮問委員会での活発な審議により、将来の大崎観光施設が町の活性化につながるよう委員会としても切に望むものである。次期の産業建設文教委員会においても継続的に調査研究されることを申し送る。次の報告に移ります。

産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名 新型コロナウイルス感染症対策について。

2. 期日 令和2年7月17日から令和3年5月25日。

3. 場所 第1委員会室、勤労青少年ホーム。

令和2年7月17日から令和2年12月10日までの第5回委員会までは「中間報告」にて報告済み。

4. 審査の経過と概要。

(1) 第6回委員会（令和3年1月27日）。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、各小中学校長4名。

新型コロナウイルス感染症に対する各小中学校の対応状況について意見交換をおこなった。

意見交換会での主な意見。

・学校行事への影響や臨時休校もあり家庭への影響は大きい。学習進度の遅れは少ないが、各種学力調査等を行っている。

・教員への負担も増えたが、スクールソーシャルワーカー等の協力もあり助かっている。今後は消毒や掃除など衛生管理をおこなうスクールサポートスタッフの活用も考えていただきたい。

・不登校の子どもの居場所としての適応指導教室の設置を検討いただきたい。

(2) 第7回委員会（令和3年2月3日）。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、認定農業者の会8名。

新型コロナウイルス感染症による経済的影響について意見交換をおこなった。

意見交換会での主な意見。

・肥育牛に関しては売上げが急落し、収入が3割以上減った。花の生産者においては需要がなく廃棄処分している。アスパラガスやトマトも出荷量が減った。

・今後の見通しが立たないので不安である。

・ふるさと感謝祭が中止になったので、新鮮市場などを利用して感謝祭のようなイベントができないか。

・町行政も一緒になって販売促進に協力してもらいたい。

(3) 第8回委員会（令和3年5月25日）。

出席者 委員全員、事務局書記。

閉会中の継続調査の取りまとめを行った。

5. まとめと意見。

新型コロナウイルス感染症対策について、全8回の委員会を開催した。5団体との意見交換の中で、いずれの団体とも新型コロナ感染症による影響は大きく、多くの意見や要望を受けた。国・県・町の対策や支援も再度検討すべきであると考えます。

本町周辺地域においてもいまだ収束が見えない感染症であるが、町民目線で寄り添い、町民の生活を最大限に支える柔軟な対応を求める。以上、報告といたします。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。先ほど同様、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします

(10:39)

日程第5 議会運営委員会調査報告

議 長 次に、日程第5、「議会運営委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 報告の前に、先ほどは川棚町議会の基本条例並びに川棚町議会の議決すべき事件を定める条例を全会一致で可決をしていただきまして、議会運営委員会としてこの場をお借りし、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、委員会の調査報告をいたします。

令和3年6月10日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議会運営委員会調査報告書。

1. 調査事件。

- ①議会運営に関する事項。
- ②議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。
- ③議長の諮問に関する事項。

2. 調査の経過及び概要。

当委員会は、令和元年5月14日付で3項目の事件について閉会中の継続調査申し出を提出し、必要に応じてそれぞれの項目について調査、研究等を行ってきた。

①議会運営に関する事項。

令和元年6月議会より令和3年3月議会まで、定例会ごとに会期、議事日程・本会議の運営・一般質問等について会議規則・議員必携などを参考に反省、検討を行い、全員協議会で報告、協議し、円滑な議会運営に取り組んできた。

主な内容。

- ・報道関係者の一般質問撮影等の取扱いに関する要綱について。
- ・緊急質問の取扱いについて。
- ・タブレットの導入について。
- ・本会議における発言について。
- ・討論採決について。
- ・一般質問について。
- ・議員活動の手引きの見直しについて。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する傍聴への対応等について。

②議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

令和元年6月議会より令和3年3月議会までに取り組んだ事項。

・議員が活動しやすい環境整備と請願者の利便性向上を図るため、川棚町議会会議規則の一部を改正した。

・オンラインによる委員会を開催するため、川棚町議会委員会条例の一部を改正した。

③議長の諮問に関する事項。

諮問の主な内容（趣旨）。

- ・議会改革・議会活性化について、議会基本条例や通年議会なども含めた

調査研究をおこない、その内容や結果について委員会の意見を求める。

主な経過。

・令和元年7月に議長諮問を受け協議、調査を開始し、今日までの議会改革・議会活性化の取組内容、今後の議会の在り方、基本条例素案の策定等について、令和2年9月「具体的な施策を協議検討する必要がある」との答申をおこなった。

・令和2年9月議会で中間報告をおこない、川棚町議会基本条例の策定に向けて具体的に着手することとした（経過については中間報告で報告済みであります）。

その後、条例文の背景、表現や新たな制度の運用方法等について協議を重ねてきた。

・11月には先進地の視察や先例地の例を調査するなど、本町議会の実情に即した内容になるように議論を深めて、条例文及び関係条例・各種運営要綱等の策定、行政との意見交換をおこない、全員協議会での協議を経て、令和3年6月議会で提案するに至った。

3. 委員会のまとめ。

・議会は議論の場であり、合議制の機関であるので、ルールに基づいた運営が常に求められる。したがって、日頃から議会全体で議会運営の在り方について調査研究を重ね、円滑な本会議、委員会等の運営ができるように日々研鑽に努めなければならない。

・議会改革・議会活性化については、基本的な姿勢と施策を議会基本条例に述べてあるので、今後は今日までの取り組みの検証と未着手の制度、施策について議論を深めていくことが町民にとって身近な議会、開かれた議会につながるものといえる。併せて、議会を取り巻く状況の変化に対応できるように、行政と連携しながら更なる改革・活性化の検討が求められる。

・議会基本条例は、制定して終わりではなく、その成果や課題を検証することが、議会の質の向上にとって大切であるとされており、必要に応じて適切に対応されたい。

今後の活性化の具体例。

・通年議会。

・本会議へ関係職員のみ出席。

- ・ 夜間議会。
- ・ 議員報酬、議員定数。
- ・ 政務調査費。
- ・ 議員のなり手不足。
- ・ 議会放映。
- ・ 議会モニター制度。
- ・ 議会だよりモニター制度。
- ・ 議会報告会の内容検討。
- ・ 情報の発信。
- ・ 議会改革の実行計画の策定検討。

具体例は一部であり、ほかの事項についても調査研究されたい。

なお、参考資料として、令和2年9月議会以降の議会関係の開催経過を後ろに添付しておりますので、後ほどご参照をお願いをいたします。以上で、報告といたします。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします

(10:47)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:48)

(…休憩…)

(11:00)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 常任委員会の選任

議 長 次に、日程第6、「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規

定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、同条例第7条第1項ただし書の例外規定により、議長の常任委員への就任を見送ることといたしております。

お諮りいたします。常任委員の選任については、総務厚生委員に、福田徹議員、小谷龍一郎議員、初手安幸議員、炭谷猛議員、水谷末義議員、波戸勇則議員を。また、産業建設文教委員に、毛利喜信議員、堀池浩議員、山口隆議員、小田成実議員、田口一信議員、高以良壽人議員、堀田一徳議員をそれぞれ指名したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定をいたしました。

(1 1 : 0 1)

議 _____ **長** 常任委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することになっております。

このあと休憩をいたしますので、それぞれに委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。また、正副委員長の決定後、議会運営委員3名の推薦もお願いをいたします。正副委員長及び議会運営委員候補者が決定しましたら、委員長から報告をお願いをいたします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

総務厚生委員長に小谷龍一郎委員、副委員長に福田徹委員。産業建設文教委員長に堀池浩委員、副委員長に高以良壽人委員。以上のとおりであります。

日程第7 議会運営委員の選任

議 長 次に、日程第7「議会運営委員の選任」を行います。

委員会条例第4条の2により、定数は6人となっております。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、福田徹議員、小谷龍一郎議員、初手安幸議員、堀池浩議員、高以良壽人議員及び堀田一徳議員を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

このあと、休憩をいたしますので、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。正副委員長が決定しましたら、委員長から報告を願います。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 2 6)

(…休 憩…)

(1 1 : 4 5)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に初手安幸委員、副委員長に堀田一徳委員。以上のとおりであります。

日程第8 選挙1号

議 長 次に、日程第8、選挙第1号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議長より、組合議員のうち、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員から組合議員の辞職願が令和3年5月27日に提出をされ、6月1日付で許可した旨の通知がっております。したがって、欠員2名の東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長の方において指名することに行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に、小谷龍一郎議員及び福田徹議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名をいたしました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、小谷龍一郎議員及び福田徹議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました小谷龍一郎議員及び福田徹議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(1 1 : 4 8)

議 **長** なお、このほかに町長から依頼がありました川棚町都市計画審議会委員について、お諮りをいたします。

川棚町都市計画審議会委員に、毛利喜信議員、山口隆議員、水谷末義議員及び炭谷猛議員を推薦したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を川棚町都市計画審議会委員に推薦することに決定をいたしました。
議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 4 8)

(…休 憩…)

(1 1 : 5 4)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** ここで報告をいたします。議会だより編集特別委員会において先ほど開催の委員会におきまして、堀池浩委員長の辞任の許可がなされ、新委員長に小田成実委員が委員長に互選された旨、報告を受けております。また、議会広報広聴特別委員会の副委員長につきましては、議会だより編集特別委員長を充てることといたしておりますので、新たに小田成実委員が選任されるということになりますので、報告をいたします。

議 **長** これで、全ての委員会の新しい構成と正副委員長が決定をいたしました。残り2年間でありますけれども、どうぞよろしくお祈りをいたします。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** 理事者の皆様にお知らせをいたします。ただいま、お手元に配布しております議員名簿が各委員会の新しい構成委員及び正副委員長とな

ますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

日程第9 承認第2号

議 **長** 日程第9、承認第2号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第2号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年度川棚町一般会計予算の執行において補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,748万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を85億2,710万2,000円にしたものであります。

また、繰越明許費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策事業費のほか22件を繰り越しております。その内容は、第2表繰越明許費のとおりであります。併せて地方債の補正を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。事項別明細書の歳出からご説明いたしますが、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだ上での不用額を減額したもの、補助事業等の事業費決定に合わせた増額が数多く占めております。そのような決算見込みによる減額、又は些細な増額につきましては簡略に説明させていただきますので、あらかじめご了解の方をよろしくお願いいたします。それでは56、57ページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、8節で職員研修等の旅費の不用額を見込み減額し、18節で各種団体負担金に不用額を

見込み減額したものでございます。

2目秘書広報費、説明欄の秘書広報費につきましては、各節で不用額を見込み減額したものでありますが、8節で旅費の不用額24万円、9節で公債費の不用額90万円、10節で印刷製本費の不用額70万円をそれぞれ減額したものです。

次の新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費につきましては、出張等における職員のコロナ感染防止のため公用車を購入するもので、こちらも各節で不用額を見込み減額したものであります。1節で公用車運転手報酬の不用額14万2,000円を、10節で消耗品の不用額3万円を、11節で保険料の不用額2万5,000円を、17節で公用車購入時の落札減62万3,000円をそれぞれ減額したものでございます。

次の3目財政管理費につきましては、ふるさと納税に係る消耗品費及び印刷製本費に不用額を見込み減額したものでございます。

次の7目情報通信基盤整備事業費につきましては、光ブロードバンド基盤整備事業において、14節で引込線工事に不足が生じ32万円を増額するものでございます。

次の8目電算管理費につきましては、10節で消耗品や修繕料に不用額を、12節で委託料の不用額を減額したものでございます。

次の9目地域づくり事業費、説明欄の結婚新生活支援事業費につきましては、5組分の補助金150万円を計上しておりましたが、実績が1組でしたので、18節で4組分の120万円を減額したものです。

次の地域おこし協力隊事業費（財政管財）につきましては、ふるさと納税に係る地域おこし協力隊員を募集しましたが、採用者がなく1節から13節までに計上した全ての予算を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

10目交通安全対策費につきましては、9節で交通指導員旅費の不用額を、10節で食糧費及び印刷製本費の不用額を、18節で高齢者運転免許証自主返納支援事業、これはタクシー券でございますが、これの不用額をそれぞれ見込み減額したものでございます。

次の11目諸費、説明欄の一般諸費につきましては、7節で町表彰等に係る賞賜金に不用額53万5,000円を、18節で総代会視察研修の中止や

各種補助事業の減額などによる不用額を見込み130万2,000円減額したものでございます。

次の地方バス路線運営事業費につきましては、西肥バスの川棚内海線に係る欠損補助金であります。補助実績により18節で不用額を減額したもので、次の活きいきタクシー助成事業費につきましては、18節でタクシー助成券の使用実績により減額したものでございます。

次の12目財政調整基金費につきましては、基金利子の実績により減額したもので、その次の15目土地開発基金費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。

次の16目役場庁舎建設基金費につきましては、こちらも基金利子の実績により減額したものです。

次の18目移住・定住促進事業費につきましては、18節で地方生活実現移住支援補助金として1件分100万円を計上しておりましたが、実績がなく減額したものでございます。

次の19目新庁舎建設費につきましては、各節で不用額を見込み減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

21目新型コロナウイルス感染症対策事業費であります。説明欄の行政IT化推進事業費につきましては、12節で川棚町ホームページのリニューアルに係る不用額167万7,000円を、17節で庁舎内オンライン会議用の機器の購入に係る不用額41万円を減額したものでございます。

次の庁舎衛生確保対策事業費につきましては、国の第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策として飛沫拡散防止型の机を購入することにしておりましたが、ほかの臨時交付金対象事業との調整のため、国の3次補正の地方創生臨時交付金に組み替えることとし、19節で購入費の2,002万円を減額したものでございます。

次の22目新型コロナウイルス感染症等対策基金費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策への目的にふるさと納税が367万6,000円ございましたので、うち311万円を基金に積み立てるものでございます。

次の2項1目税務総務費につきましては、2節で一般職員の給与の不用額を、3節で時間外勤務手当の不用額を見込み減額したもので、次の2目賦課

徴収費につきましては、家屋評価システムの導入に係る落札減などを減額したものでございます。

5項2目統計調査費につきましては、経済センサスに係る調査において各節で不用額が生じ減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費につきましては、7節で在宅介護見舞金の実績により34万円を減額し、8節において旅費に係る不用額を見込み32万円減額したものでございます。

次の2目母子福祉医療費につきましては、実績により19節の扶助費を350万円減額したもので、次の地域福祉基金費につきましては、地域福祉基金利子及び事業の確定により24節の積立金を4万9,000円増額したものでございます。

次の民生委員費につきましては、10節で情報交換会の中止により食糧費を全額19万2,000円減額、そして18節で委員の研修の中止により46万円を減額したものでございます。

次の地域支え合い事業費につきましては、18節で地域見守りネットワーク事業に係る推進補助金の申請がなく、18万1,000円を減額したものであります。

次の国民健康保険事業費につきましては、国民健康保険事業特別会計の補正に伴い27節で繰出金100万円を減額したもので、次の介護保険事業費につきましては、こちらも介護保険事業特別会計の補正に伴い27節で繰出金を593万2,000円減額したものです。

次の2目障害者福祉費、説明欄の障害者福祉費につきましては、12節で第6期障害者福祉計画策定の落札減31万円を減額し、19節で福祉タクシーの実績により51万円を減額したものでございます。

次の補装具給付費、その次の更生医療給付費、その次の障害者福祉医療費の減額につきましては、実績により19節扶助費を記載の金額のとおり減額したものでございます。

次の障害福祉サービス事業費につきましては、12節で障害者自立支援給付審査支払システムの改修に係る不用額117万円を減額し、18節で障害

者福祉サービス給付費の実績により1,718万円を減額、19節で高額障害者福祉サービス給付費の実績により23万円を減額したものでございます。

次の地域生活支援事業費につきましては、10節でエールまつりの中止による消耗品費を12万5,000円減額し、11節で医師意見書作成に係る手数料の実績により20万円の減額、12節で障害者移動支援事業などの各種事業の実績により110万円を減額、そして18節で障害支援区分審査費などに係る福祉組合分担金の変更により114万1,000円を減額、合わせて256万6,000円を減額したものです。

次の育成医療給付費につきましては、19節で育成医療の給付実績に基づき87万円を減額し、次の障害児給付費であります。18節で障害児給付の実績により336万円を減額、19節で高額障害児通所給付費の実績により4万円を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

説明欄の療養介護医療給付費であります。こちらも19節で療養介護医療の給付費実績により69万円を減額したものです。

3目老人福祉費、説明欄の老人福祉費につきましては、12節で高齢者在宅見守りや外出支援など委託事業の事績により40万円を減額し、18節で老人クラブ活動補助の実績により17万円を減額、19節ですこやか長寿券の使用実績により70万円を減額したものです。

次の養護老人保護措置費につきましては、12節で養護老人ホームの措置実績により368万円を減額したもので、次の敬老事業費につきましては、7節で百寿お祝い金及び敬老祝い金の実績により30万円を減額したものです。

次の5目国民年金事務費につきましては、基礎年金等事務費交付金の確定に伴い、財源内訳を補正したものです。

次の6目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の介護保険感染症対策事業費につきましては、介護保険事業所のコロナ対策に上限20万円を補助するもので、18節で補助実績により190万円を減額したものです。

次の障害者施設等感染症対策事業費につきましては、障害者支援施設のコロナ対策に上限20万円を補助するもので、18節で補助実績により20万円を減額したものです。

次のいきがいセンター感染症対策事業費につきましては、いきがいセンターの換気対策として空調システムを改修するもので、落札減が生じ、14節を減額したものです。

次の2項1目児童福祉総務費、説明欄の保育所運営事業費につきましては、18節で認定こども園の防犯カメラ設置補助などに28万円の不用額が生じ減額したもので、次の放課後児童健全育成事業費につきましては、12節で放課後児童健全育成事業委託の実績見込みから255万6,000円を減額し、18節で放課後児童支援員等処遇改善事業補助及び保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助の実績見込みにより137万6,000円を減額したものでございます。

次の次世代育成支援対策事業費につきましては、18節で障害児保育事業の実績を見込み168万1,000円を減額し、次の子ども・子育て支援事業費につきましては、18節で延長保育事業など各種事業の実績見込みにより437万8,000円を減額したものです。

一番下の2目児童措置費、説明欄の保育所等給付費につきましては、18節で保育所等の給付実績により減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

説明欄の方になります。施設等利用給付費につきましても、18節で預かり保育の給付実績により減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費につきましては、2節で一般職の給与不用額24万6,000円を減額し、次の未熟児養育事業費につきましては、19節で未熟児養育医療診察の報酬実績により39万2,000円を減額したものです。

次の2目予防費及びその次の4目環境衛生費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳の補正でございます。

2項2目し尿処理費につきましては、福祉組合の負担金の確定により139万円を減額したものです。

次の3項1目公害対策費につきましては、18節で合併浄化槽の設置実績により180万円を減額したものです。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費につきましては、農

業委員報酬を農地利用適正化交付金の交付実績により減額したものでございます。

次の3目農業振興費、説明欄の長崎県農業振興事業費につきましては、18節で昨年9月の台風で被災したハウス・畜舎等の復旧支援事業の実績により105万9,000円を減額し、次の中山間地域等直接支払事業費につきましては、18節で事業実績により83万円を減額したものでございます。

次のイノシシ緊急特別対策事業費につきましては、7節でイノシシ等の有害鳥獣の捕獲実績により138万8,000円を減額し、18節でワイヤーメッシュ設置補助及び捕獲機器の整備補助の実績により138万8,000円を減額したものでございます。

次の特産品販売宣伝促進事業費につきましては、特産品サイトの公開に合わせ、11節で新聞やウェブでの広報宣伝のための予算を計上しておりましたが、特産品サイトの構築が遅れ広報宣伝ができず、広告費74万8,000円を減額したものです。

議 _____ 長 課長、説明が長くなるようであれば、着座で結構ですよ。

企画財政課長 ありがとうございます。そしたら、座らせて説明させていただきます。

次の畜産業費につきましては、18節で各種補助事業の不用額を減額したもので、次の5目農地費につきましては、14節で用水路改修工事などの不用額を減額したものでございます。

次の6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、農業者でコロナの影響があった事業者に10万円を給付する事業ではありますが、18節で給付実績により630万円を減額したものです。

2項1目林業総務費につきましては、補正額の増減はなく、歳入の保安林関係事務に係る権限移譲交付金の増額に合わせまして財源内訳の補正を行ったものでございます。

次の2目林業振興費につきましては、12節で各種委託事業の執行残を減額したもので、次の4目森林環境譲与税事業費につきましては、補正額の増減はなく、7節から次のページの13節までの各節の不用額を減額し、24節で川棚町森林環境譲与税基金に組み替えを行ったものでございます。72、73ページをお願いいたします。

次の3項2目漁港管理費につきましては、14節で川棚西部漁港環境広場の安全管理のために広場周辺にフェンスを設置することで予算計上しましたが、着手前に再度施工箇所を確認したところ、現時点での設備は不要と判断し減額したものでございます。

次の4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、漁業者でコロナの影響があった事業者に10万円を給付する事業であります。18節で10事業者分の給付金を計上しておりましたが、申請者はなく全額を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、18節で空き店舗活用促進事業の実績により減額をしたものでございます。

次の2目商工業振興費につきましては、18節で東彼商工会の各種事業の補助実績により減額したものでございます。

次の3目観光費、説明欄の観光費につきましては、10節で修繕料の不用額を見込み14万円を減額し、18節で観光協会のイベント等への補助実績により40万円を減額したもので、27節では観光事業特別会計において観光事業収入が増額したため、観光事業特別会計への繰出金を2,301万5,000円減額したものでございます。

次の21世紀まちづくり推進総合補助金事業費につきましては、片島公園の整備などを行ったものでございますが、事業が完了し不用額が生じたので、10節で15万円、14節で59万円を減額したものです。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、事業実績により不用額を減額したものでございます。説明欄の、川棚町プレミアム付商品券事業費は18節で27万円の減額、次の宿泊キャンペーン事業費が18節で1,273万円の減額、次の観光施設情報発信整備事業費につきましては、フリーWi-Fiを設置する事業であります。13節で29万円、14節で7万円の不用額を見込み減額したものでございます。

次の指定管理施設持続化事業費につきましては、27節で不用額を160万円減額、次の住民生活支援事業費につきましては、こちらは住民の生活支援のため川棚応援クーポン券を配布する事業であります。10節で178万円の減額、11節で15万円の減額であります。

次の新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業費につきまして

は、こちらも7節で不用額を988万円減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項2目道路維持費につきましては、15節で地区の里道補修等への原材料支給実績等により減額したもので、次の3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業費につきましては、町道成宇津線の整備において事業計画の調整が必要となり、当初予算に計上した12節で所有権移転手数料50万円、14節で工事費970万円、17節で土地購入費200万円を減額し、12節で町道平野線の用地測量費が不足したため113万円を増額したものでございます。

次の地方創生道整備推進交付金事業費につきましては、12節で不足が生じ1,000円を増額したものでございます。

次の4目橋梁維持費につきましては、補正額の増減はなく、開1号橋橋梁補修工事費の増額により12節と14節で予算の組み替えを行ったものでございます。

次の3項1目河川管理費につきましては、12節において入札による落札減を減額したもので、次の5目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。

4項1目港湾管理費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。

次の5項2目公園管理費につきましては、12節及び14節で入札による落札減を減額したもので、次の3目公共下水道事業費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。

一番下の6項1目住宅管理費につきましては、14節で入札の落札減を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項1目常備消防費につきましては、広域消防団事務委託負担金が減額となり18節を減額したもので、次の2目非常備消防費につきましては、1節で消防団員報酬の不用額を、8節で消防団員出勤手当の不用額を、10節で出初め式等の中止による不用額を、13節で県消防大会の中止によりバス借上料などの不用額を、18節で消防学校への入校経費の不用額をそれぞれ減額したものでございます。

次の3目消防施設費につきましては、14節で詰所下水道接続工事などに

不用額が生じ減額したものでございまして、次の5目災害対策費につきましては、1節で防災会議が中止のため委員報酬の不用額を、7節で防災会議出席者謝礼金の不用額を、10節で災害時備蓄品などの不用額を、12節でハザードマップ作成の落札減を、14節で河川監視システムの落札減をそれぞれ減額したものでございます。

最後の6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、10節で災害避難所用防災敷材に係る不用額を、18節で自治会防災倉庫設置費補助に係る不用額をそれぞれ減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、8節で旅費の不用額を減額し、教育費寄附金がありましたので、同額を奨学資金貸付基金に24節で積み立てたものでございます。

次の3目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、こちらも10節でタブレットPC用ポーチ購入における落札減を減額したもので、次の4目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、GIGAスクールに係る校内ネットワーク整備において不用額が生じ、12節を減額したものでございます。

次の2項1目学校管理費、説明欄の川棚小学校管理費及び小串小学校管理費につきましては、1節でサポートティーチャーなどの会計年度任用職員報酬に係る不用額を減額したもので、次の学校教材等充実事業費につきましては、10節でデジタル教科書導入に係る不用額を減額したものでございます。

次の2目教育振興費につきましては、川棚小学校及び小串小学校の準要保護児童への学用品費等の支給実績により減額したものであります。

次の3目施設整備費につきましては、補正額の増減はなく財源内訳を補正したものでございます。

3項2目教育振興費につきましては、13節でバス借上料に係る不用額を、19節で準要保護生徒への学用品費等の支給実績によりそれぞれ減額したものでございます。

一番下の4項2目公民館費につきましては、10節で光熱水費の不用額を見込み減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

次の3目公会堂費であります。こちらも10節で燃料費の不用額を見込み減額したものでございます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、公会堂並びに中央公民館の感染症対策のための消毒液などの消耗品購入及びサーモカメラや空気清浄機などの備品購入において不用額が生じ減額したものでございます。

5項3目体育館管理費につきましては、光熱水費の不用額を減額したものでございまして、次の4目照明施設管理費につきましても、電気料の不用額を見込み減額したものでございます。

最後の6項3目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、給食センターの調理室にスポットクーラーを設置する工事に落札減がありましたので減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費及び次の2目林業施設災害復旧費、その次の2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、補正額の増減はなく財源内訳を補正したものでございます。

次の2項2目漁港施設災害復旧費につきましては、三越防波堤災害復旧工事ではありますが、本復旧工事を令和2年度と令和3年度の債務負担行為による工事とし、3年度の工事分を減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

12款公債費であります。1項1目元金及び2目利子につきましては、実績からそれぞれ減額したものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより6,578万4,000円を増額したものでございます。

続きまして歳入を説明しますので、10、11ページをお願いいたします。

1款町税であります。1項1目個人から5目入湯税までにつきましては、実績を見込みまして増減したものでございます。次のページをお願いいたします。

2款地方譲与税であります。この2款地方譲与税から24ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月に入ってから決定額が示

された譲与税、あるいは交付金について一律に決定どおりの補正を行ったものであります。いずれも特定財源でない一般財源であり、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご了解をいただきたいと思えます。26ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金、1節の児童福祉費負担金につきましては、保育園保育料の実績を見込み減額したもので、次の2節老人福祉費負担金につきましても、養護老人ホーム入所徴収金の実績見込みにより減額したものであります。

次の3目農林水産業費負担金につきましては、農地災害復旧事業の減額に伴い、受益者負担金を減額したものでございます。

最後の4目総務費負担金につきましては、川棚町光ブロードバンド基盤における引込線撤去工事に係る工事負担金などの実績により増額したものでございます。次のページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料であります。1項1目総務使用料、1節川棚駅前駐車場使用料につきましては、川棚駅前駐車場及び川棚駅南駐車場の使用料徴収実績により減額したもので、次の2節光ブロードバンド基盤使用料につきましては、IRU使用料の徴収実績により増額したものでございます。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に見合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いいたします。34ページをお願いいたします。

14款県支出金であります。こちらも補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に見合わせた増減を行ったものでありますので、説明については省略ということでお願いいたします。飛びまして、42ページをお願いいたします。

15款財産収入であります。1項財産運用収入及び2項財産売払収入につきましては、実績により増減したものでございます。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項1目一般寄附金から4目ふるさと応援寄附金までにつきましては、こちらも実績により増減を行ったものであります。

次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。こちらは、財源不足を補うために計上したものでありますが、3月末時点において令和2年度の決算剰余金を見込みましたところ、収支の改善により、1目下水道事業基金、2目減債基金、3目財政調整基金からの繰入金の全額を減額可能であると判断されましたので、それぞれ減額したものであります。

一番下の5目役場庁舎建設基金繰入金につきましては、新庁舎建設事業の財源である、基金繰入と起債との調整により増額したものであります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。2項1目町預金利子につきましては、実績に合わせ減額したもので、次の4項4目過年度収入につきましても、実績に合わせ増額したものでございます。

次の5目雑入につきましては、説明欄に掲げてありますとおり、各種助成金等につきまして、実績に合わせ増減を行ったものでございます。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項1目総務債から11目減収補てん債までにつきましては、それぞれ借入額が確定しましたので、実績に合わせ増減を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

21款法人事業税交付金であります。こちらも交付実績により増額したものでございます。次のページをお願いいたします。

22款自動車取得税交付金であります。3月に交付がございましたので追加したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。次に第3表地方債補正を説明しますので、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほどご説明しました20款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が50ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額を9億2,344万8,000円としたものであります。5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。事業名の欄の新型コロナウイルス感染症防止対策事業費から災害復旧（公共土木施設）までの23事業を繰り越したも

ので、繰越総額は2億8,358万3,000円であります。また、90ページから93ページまでには、給与費明細書がございますが、こちらは説明を省略させていただきます。以上で、説明の方を終わらせていただきます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 1点お聞きします。58ページ、59ページの諸費の中の、59ページの方で見ますと地方バス路線運営事業費の360万円の減額についてですが、実績に応じてって言われたように思うのですが、補助金が減額になるっていうことは、そのバス路線の運営が改善したということになるのではないかと思います。こういう今のような時期に地方バス路線の運営が改善したということがあまり考えられないような気がするのですが、どういう事情かなということをお聞きします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい、田口議員のご質問にお答えいたします。川棚内海線の欠損補助金ということで支出している分でございますが、確かに令和2年度におきましてはコロナの影響で営業的にはかなり落ち込んでいるというふうに聞いているところでございます。ですが、国・県からの様々な給付費によりまして、収支が改善したということでございまして、最終的にはですね、西肥バスの方からこの金額を減額してもいいという通知が来ましたので、その減額に合わせ今回補正させていただいたものでございます。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 72、73ページでお尋ねします。水産業費の4目新型コロナウイルス感染症対策事業の中で、漁業経営体経営持続支援事業費が100万円減額になっています。説明では申請がなかったということでしたが、このことに関してですね、私のところにですけども、漁業経営者からこういう漁業経営体の持続支援事業があるようだけど、内容とかについてどうなっているのかとかっていう問い合わせがあったんですが、そのときは既に申請期限が過ぎたあとだったんですよ。その1件も申請がなかったという説明でしたけれども、漁業者への周知についてはどういうふうな形で対応されてきたのか。十分な周知がされたのか、そこら辺についてお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、高以良議員のご質問にお答えをいたします。漁業のこの交付金につきましては、給付金10万円で前年比の20パーセント減収となった漁業者に対して経営持続のための給付金を行うものでありました。これは当初10事業所の100万ということで計上いたしておりました。この周知につきましては、農業の部門等含めたところですね、広報等によって周知をかけておりました。それとあと漁協に対しての周知も行っていたところでもあります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 ちょっと1点だけお尋ねしたいんですが、61ページの上から2番目の庁舎衛生確保対策事業費ですかね、2,000万ほどの減額となっておりますが、説明では交付金の2次から3次の方に組み替えをしたということで、このあとある補正の分が出てくる分に1,900万ぐらいで上がってますんで、そのことかと思うんですが、落とした分のこの2,000万っていうのは、もうただ減額になっただけなのかどうか、それともどのような扱いになってるんですかね。交付金自体使わなかったっていうことですか、2次の分です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい、小谷議員のご質問にお答えいたします。第2次の国の補正予算で付いた臨時交付金の事業の中に、宿泊キャンペーン事業というのがございました。この事業につきまして非常に好評でありましたので、期間を延長し事業費を増額したという経緯がございます。その、ちょっと金額今ちょっと頭に覚えてないんですけども2,000万ぐらいの増額をしたと思います。で、その増額がございましたので、逆にこの庁舎の机の購入につきましては3次補正に乗せて、少し遅らせてもいいんじゃないかという判断をしまして、事業の調整を行ったものでございます。ですので、対象事業費としましては、そもそもあまり変わってはいないというふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 質問というよりも、ちょっとお聞きします。繰越明許費第2表のですね一番下、11款の下2段なんですが、84ページの災害復旧費の

11 款の 2 項ですか、目が入れ替わっているので、どちらが正しいのか。

議 長 はい、企画財政課長。

企画財政課長 福田議員のご質問ですが、ちょっと内容の方確認しまして後ほど報告の方させていただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 ちょっと 79 ページの災害対策費でちょっとお尋ねをしたいんですが、ちょっと確認ということでお尋ねをしたいんですが、ハザードマップの関係で 100 万円委託料が減額になっておりますが、確か 2 年度で浸水想定区域が設定されていると思うんですが、そのハザードマップの出来上がったあとの住民への周知っていうんですか、それを決まれば教えていただきたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい、ご質問にお答えします。ハザードマップにつきましてはですね、繰り越しをしております、実質完成が間もなく完成納品という時期に来ております。納品後はですね、全世帯配布を予定しておりますので、もうそろそろお配りできるものと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第 2 号「専決処分の承認（令和 2 年度川棚町一般会計補正

予算（第11回）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回）」は、承認することに決定をいたしました。

（14：02）

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

（14：02）

（…休 憩…）

（14：15）

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 訂正の申出がっておりますのでこれを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長 はい。先ほどの福田議員の方のご質問で、第2表繰越明許費の中の、行でいきますと下から2つ目の行になりますが、「11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費」というふうなことで入っておりますが、この「1項農林水産施設災害復旧費」というのが誤りでございまして、「2項公共土木施設災害復旧費」が正でございます。もう一度申します。下から2行目の、11款災害復旧費6,504万5,000円の分です。こちらの分の項の部分ですね、こちらが今「1項農林水産施設災害復旧費」となっておりますが、「2項公共土木施設災害復旧費」の誤りでございます。申し上げましたとおり、「1項農林水産施設災害復旧費」が誤りで「2項公共土木施設災害復旧費」が正でございます。訂正してお詫び申し上げます。

議 長 よろしいですか。はい、企画財政課長。

企画財政課長 すいません、もう1点訂正がございまして、今一番下の行と下から2番目の行、これが順番が異なっておりますので、先ほど訂正した部分と入れ替えの方をお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

議 長 よろしいでしょうか。それでは先に進みます。

日程第10 承認第3号

議 長 次に、日程第10、承認第3号「専決処分の承認（令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第3号「専決処分の承認（令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,179万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億172万1,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いて説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、予算書16ページ、17ページをお開きください。

2款保険給付費における、1項療養諸費及び4項出産育児諸費につきましては、令和2年度の保険給付費がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおりそれぞれ減額補正をしたものであります。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県からの交付額の決定によりまして財源区分を調整するものであります。事業費額の増減はございません。次のページをお開きください。

5款保健事業費、1項保保健業費及び2項特定健康診査等事業費につきましては、事業費支出額の見込みが固まりましたので、それによりまして減額

補正をしたものであります。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳出額の金額がほぼ固まったことによりまして、増額調整をしております。

続きまして歳入の説明をいたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節におきまして決算見込額に基づき補正をしたものであります。次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目災害等臨時特例補助金につきましては、国からの交付額決定により補正をいたしたものです。次のページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付額決定により補正をしたものです。次のページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、2 節助産費等繰入金と 3 節職員給与費等繰入金、それぞれ繰入対象事業費の確定によりまして町負担分を減額補正したものであります。次のページをお開きください。

8 款諸収入、3 項 2 目一般被保険者第三者納付金及び 5 目退職者被保険者等返納金は、それぞれの決算見込みに基づきまして増額補正したものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第3号「専決処分の承認（令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

（14：25）

日程第11 承認第4号

議 **長** 次に、日程第11、承認第4号「専決処分の承認（令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第4号「専決処分の承認（令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,615万9,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳入からご説明いたしますので、予算書6ページ、7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込額によりまして補正したものでございます。次に歳出を説明いたします。次のページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款後期高齢者医療保険料で説明いたしました保険料の収入見込額に伴いまして広域連合への納付金額を減額補正したものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第4号「専決処分の承認（令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分の承認（令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）」は、承認することに決定をいたしました。

（14：29）

日程第12 承認第5号

議 **長** 次に、日程第12、承認第5号「専決処分の承認（令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第5号「専決処分の承認（令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めたものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,977万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,078万円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明しますので、16、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費及び3目認定事業費につきましては、事業費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおりそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお開きください。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サー

ビス等諸費、4目高額介護サービス等費、5目高額医療合算介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、令和2年度の保険給付費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおりそれぞれの給付費をそれぞれ減額補正したものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費及び2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、年度内の事業が終了いたしましたので、その事業費を減額補正したものであります。

2項1目保健福祉事業費につきましては、国庫支出金の交付額の見込みによりまして財源の補正を行うものでありまして、事業費の増減はございません。

同じく3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、年度内における要支援者の人数が確定したことに伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金につきましては、次年度への繰越可能額のおおよその見込みが立ちましたので1,000万円を基金へ積み立てするものです。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、最入歳出の見合いにより減額補正したものです。次に歳入を説明いたします。予算書の6、7ページをお開きください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、収入額の確定見込みによる減額補正であります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金、2目地域支援事業交付金、3目保険者機能強化推進交付金につきましては、交付額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金につきましては、交付金額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、交付金額の決定に伴う増額補正であります。

同じく2項1目地域支援事業交付金、2目介護保険低所得者対策事業費補助金、3目地域医療介護総合確保基金事業補助金につきましても、交付金額

の決定に伴います減額補正であります。次のページをお開きください。

8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金及び 2 目地域支援事業繰入金につきましては、令和 2 年度保険給付費及び地域支援事業費の額がほぼ確定したことによりまして、町の負担分として一般会計からの繰入金に不用額が生じましたので、その額を減額補正したものであります。

同じく 3 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、交付金額の決定に伴う補正であります。

同じく 4 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出の 1 款総務費、1 項 3 目認定事業費、4 款地域支援事業等費、2 項 1 目保健福祉事業費の減額に伴い減額するものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第 5 号「専決処分の承認（令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 5 号「専決処分の

承認（令和２年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第４回））」は、承認することに決定をいたしました。

（ 1 4 : 3 8 ）

日程第 1 3 承認第 6 号

議 長 次に、日程第 1 3、承認第 6 号「専決処分の承認（令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 5 回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第 6 号「専決処分の承認（令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 5 回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 3 1 日付で、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めたものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 5 2 1 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 1 2 6 万 1, 0 0 0 円としたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、補正の内容についてご説明をいたします。事項別明細書で説明いたしますので、1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

1 款観光施設事業費、1 項 1 目管理費の説明欄の 2 国民宿舎管理費 1, 0 2 0 万円の減額、3 大崎温泉管理費 3 0 0 万円の減額につきましては、1 2 節委託料に係るものであります。この委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の閉鎖等を行った完全利用料金制施設でありますくじゃく荘及びしおさいの湯の指定管理者に対して、影響相当額

の支出の財源として繰り出すものであり、実績により委託料1,320万円を減額するものであります。

2目改良費の説明欄の2国民宿舎改良費15万円の減額につきましては、14節工事費に係るもので、落札減による執行残であります。

3大崎温泉改良費170万円の減額につきましては、10節需用費、修繕料60万円の減額及び14節工事請負費110万円の減額に係るもので、落札減による執行残を減額するものであります。続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

2款公債費、1項2目利子の説明欄、利子16万円の減額であります。起債償還につきましては、くじゃく荘は平成29年度未完了をしております。また、しおさいの湯につきましては令和6年度末の予定であり、令和2年3月末に起債の借り換えを行ったところ、償還利子の減額となったものであります。続きまして、歳入を説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款諸収入、2項1目雑入、説明欄の1観光事業収入940万5,000円の増額補正につきましては、指定管理者において精算をした結果、追加分が生じたため計上したものであります。続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明いたしました1,521万円の減額に加え、観光事業収入の940万5,000円を増額したことから、一般会計から繰入金を2,461万5,000円減額するものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 すいません、ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、先ほど一般会計の方の観光費繰出金で2,300万減額ということで、そのときの説明で売上げの増額によって繰出金は減額ということで確か説明があったんですが、今の観光事業の方の説明では、休んだりした分で管理費等が下がってる分と見合いで繰出金在下がってるような、なんかそのような感じの説明だったかと思うんですが、休まれた分売上げが落ちてるんじゃないかと思うんですが、そこら辺がどのようになっているんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。まず、くじゃく荘につきましては休館を行っております。その休館を行った際に、国の持続化給付金等が入ってまいりましたので、その分と計算をして逆にプラスというふうな形となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第5回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

(14:47)

日程第14 承認第7号

議 長 次に、日程第14、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、3月国会おきまして可決・成立し、3月31日付でそれぞれ公布をされたところであります。そこで、この法律等の改正に伴い、川棚町税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等が原則、令和3年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めらるものであります。

改正の内容につきましては、税務課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それではご説明をいたします。

今回の条例改正は、条例本体の改正と、令和2年3月に行われました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでありまして、第1条から第2条までの多段改正となっております。

改正内容につきましては、本日配布いたしました資料「川棚町税条例等の改正概要」、それと新旧対照表、これに沿ってご説明をいたします。

まず、第1条による改正でございます。新旧対照表は1ページをご覧ください。資料はこの左端、項番1をご覧ください。第24条の改正は、個人町民税の非課税の範囲の見直しでございます。令和2年度の税制改正において、国外に居住する親族に係る扶養控除の適用に関する改正が行われたことを踏まえ、個人町民税均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し行うものです。資料に補足説明を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

項番 2、新旧対照表は 1 ページから 3 ページになります。第 34 条の 7 第 1 項の改正は、国税の改正に合わせて特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する改正を行っております。また、この改正に合わせて一部条文の所要の整備を行っております。

続いて項番 3、新旧対照表は 3 ページから 4 ページになります。第 36 条の 3 の 2 第 4 項の改正は、法律の改正に合わせて給与所得の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する改正を行っております。

項番 4、新旧対照表は 4 ページ、第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを改正しております。

資料は 2 ページ、項番 5、36 条の 3 の 3 第 4 項の改正は、法律の改正に合わせて公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する改正を行っております。

項番 6、新旧対照表は 5 ページ、第 53 条の 8 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて退職所得申告書の定義に係る規定の整備を行うもので、本条例第 53 条の 9 第 3 項を追加したことによる引用条文の追加を行っております。

項番 7、第 53 条の 9 第 3 項及び第 4 項の改正は、法律の改正に合わせて退職所得申告書の電子提出を可とし、電子提出に係る税務署長の承認を廃止する改正を行っております。

項番 8、新旧対照表は 6 ページ、第 81 条の 4 の改正は、法律の改正に合わせて軽自動車税の環境性能割に応じた税率の適用区分について改正を行うもので、ここでは読替規定の引用条文を追加したものでございます。

項番 9、新旧対象表は同じく 6 ページ、附則第 5 条第 1 項の改正は、項番 1 と同じように、法律の改正に合わせて個人町民税所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものです。

資料は 3 ページ。項番 10、新旧対照表は同じく 6 ページ、附則第 6 条の改正は、法律の改正に合わせて特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制について、令和 4 年度までだったものを令和 9 年度までに延長する改正を行っております。

項番 1 1、新旧対象は 7 ページから 9 ページ、附則第 1 0 条の 2 の改正は、法律の改正に合わせて固定資産税等の課税標準の特例について引用条文の項ずれの改正を行うもので、改正後の 2 4 項については新設でありまして、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸水施設に係る課税標準の特例であります。

続いて項番 1 2 から項番 1 5、新旧対照表は 9 ページから 1 2 ページになりますが、附則第 1 1 条から附則第 1 3 条の改正は、法律の改正に合わせてそれぞれ、土地、宅地等、農地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を 3 年延長し令和 5 年度までと改正を行っております。

資料は 4 ページ、項番 1 6、新旧対照表は 1 2 ページになります。附則第 1 5 条の改正は、法律の改正に合わせて特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長し令和 3 年度から令和 5 年度までと改正を行っております。

項番 1 7、新旧対照表は 1 3 ページ、附則第 1 5 条の 2 の改正は、法律の改正に合わせて軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を 9 か月延長し、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までと改正を行っております。

項番 1 8、新旧対照表は 1 3 ページ、附則第 1 5 条の 2 の 2 の改正は、法律の改正に合わせて軽自動車税の環境性能の賦課徴収の特例について、税率の適用区分の見直しを行うもので、ここでは読替規定の引用条文を追加したものです。

項番 1 9、新旧対照表は 1 4 ページから 1 6 ページ、附則第 1 6 条の改正は、法律の改正に合わせて軽自動車税の種別割の税率の特例について見直しを行った上で、特例の期限を 2 年間延長する改正を行っております。

項番 2 0、新旧対照表は 1 6 ページ、附則第 1 6 条の 2 第 1 項の改正は、法律の改正に合わせて引用条文の項ずれの改正を行っております。

項番 2 1、附則第 2 2 条の改正は、法律の改正に合わせて東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限を 5 年延長する改正を行っております。

項番 2 2、新旧対照表は 1 7 ページになります。附則第 2 6 条第 2 項の改正は、法律の改正に合わせて新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 1 7 年度分の個人の町民税まで延長するなどの改正を行っております。

次に第2条の改正ですが、資料は5ページ、新旧対照表は18ページから20ページになります。項番1、これは法律の改正に合わせて令和2年3月に行いました税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、法人町民税の申告納付、その他手続き等について規定の整備及び引用条文の項ずれの改正並びに字句の改正等を行っております。

なお、ただいまご説明いたしましたそれぞれの改正条項に係る施行日につきましては、資料の右側に記載しているとおりとなっております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定を

いたしました。

(1 5 : 0 1)

日程第 1 5 報告第 1 号

議 長 次に、日程第 1 5、報告第 1 号「専決処分の報告（川棚町政治倫理条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 1 号「専決処分の報告（川棚町政治倫理条例の一部を改正する条例）」について、ご報告いたします。

町長の専決処分の指定に関する条例において、町長において専決処分に行うことができる事項として、同条例第 2 条に第 6 号として、「既設条例の趣旨に変更及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。」という規定があります。このたび、川棚町政治倫理条例において、これに該当するものがあり、当該条例の一部改正を行い、令和 3 年 3 月 3 1 日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により議会に報告をするものであります。

改正内容の詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それではご説明いたします。お配りをしております、最後のページ、横長の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正箇所でございます。この川棚町政治倫理条例の第 3 条第 1 項第 2 号の中の用語の改正を行うものであります。右側の改正前において下線を引いております「臨時職員」、これを左側改正後「会計年度任用職員」に改めたものであります。これにつきましては、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されたことから、それまでの「臨時職員」の名称が地方公務員法上「会計年度任用職員」に変わっていたものでございます。こうした用語の修正をするというものがございましたので、今回改正を行ったものであります。

それでは、改正条例の附則をご覧ください。後ろから2枚目です。附則にありますように、「この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。」としております。以上でご説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 5 : 0 5)

日程第16 報告第2号

議 **長** 次に、日程第16、報告第2号「令和2年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 報告第2号「令和2年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告をいたします。

令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費としてご承認をいただいたところであります。このたび、令和2年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内容について議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは私の方から説明させていただきます。説明に入ります前に、1か所訂正箇所がございますのでよろしくお願いいたします。1枚めくっていただきまして、繰越計算書でございます。先ほどの補正予算の第11回の繰越明許費におきまして、1番最後の行と下から2番目の行、これ

が入れ替わって間違っていたということで、こちらの方も同様にですね、災害復旧費（漁港施設）と、災害復旧費（公共土木施設施設）、ここも間違ってますよね。失礼しました。「公共土木施設施設」と入っておりますが、この「施設」を削除していただきまして、1番下の行と下から2番目の行との入れ替えをお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、内容についてご説明いたします。繰越計算書の方でご説明いたしますのでご覧ください。2枚目になります。表の左から順に、繰り出した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内容について掲げております。金額の欄につきましては予算額で、翌年度繰越額は、実際に繰り越した額でございます。

続きまして、令和3年度に繰り越した事業が23事業ございますので、その内容をご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費であります。翌年度繰越額は386万円でありまして、職員等の新型コロナウイルスに感染するリスクを回避するため、公用車を購入する経費を繰り越したものでございます。

次の行政IT化推進事業費209万円につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎内でのオンライン会議の環境を整えるため、オンライン会議用の機器を購入する経費を繰り越したものでございます。

次の一般企画費550万円につきましては、第6次川棚町総合計画策定に要する委託料を繰り越したものでございます。

次の予防接種事業費238万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種システムの改修などに要する経費を繰り越したものでございます。

次の農道新設改良事業1, 100万円につきましては、県営事業の基幹農道建設事業の繰り越しに伴い、本町の事業分担金を繰り越したものでございます。

次の農村地域防災減災事業費60万円につきましては、新谷ため池に係る防災重点農業用ため池劣化状況評価に要する経費を繰り越したものであります。

次の水産物供給基盤機能保全事業費 6 7 9 万 3, 0 0 0 円につきましては、川棚西部漁港三越防波堤の機能保全工事などに要する経費を繰り越したものでございます。

次の海岸堤防等老朽化対策事業費 3 7 1 万円につきましては、川棚西部漁港片島 A 護岸ほか 3 施設の補修工事に要する経費を繰り越したものでございます。

次の長崎県事業継続支援給付金事業費 2, 0 7 4 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症防止拡大に係る特別警戒警報により影響を受けた事業者に対し 2 0 万円を給付する事業に要する経費を繰り越したものでございます。

次の道路新設改良費 1, 6 1 3 万円につきましては、町道中倉線ほか 2 線の測量設計業務、改良工事に要する経費などを繰り越したものであります。

次の地方創生道整備推進交付金事業費 4, 0 9 8 万 9, 0 0 0 円につきましては、町道馬場線及び新谷三反間線の道路改良に伴う測量設計業務に要する経費を繰り越したものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁維持費） 8 5 9 万 2, 0 0 0 円につきましては、開 1 号橋橋梁補修工事に要する経費を繰り越したものでございます。

次の河川管理費 8 0 9 万 9, 0 0 0 円につきましては、防災ハザードマップ作成に要する経費を繰り越したものでございます。

そして次の災害対策費 2 9 7 万円につきましては、土砂災害ハザードマップ作成に要する経費を繰り越したものでございます。

次の公立学校施設整備事業費 2, 1 2 2 万 7, 0 0 0 円につきましては、石木小学校及び小串小学校の体育館トイレの改修工事に要する経費を繰り越したものでございます。

次の川棚小学校保健特別対策事業費から、その下 4 つ先の川棚中学校保健特別対策事業費までにつきましては、小中学校のコロナ感染対策を強化するための保健衛生用品等の購入に要する経費を繰り越したものでございます。

次の災害復旧費（農地農業施設） 3, 4 0 6 万 6, 0 0 0 円につきましては、農地農業施設災害復旧工事 1 0 件及び大崎地区自然災害防止工事に要する経費を繰り越したものでございます。

次の災害復旧費（林業施設）2,070万6,000円につきましては、白石地区及び新谷地区の山地崩壊対策工事に要する経費を繰り越したものでございます。

次の災害復旧費（公共土木施設）500万円につきましては、町道中倉線の災害復旧工事に要する経費を繰り越したものでございます。

最後の災害復旧費（漁業施設）6,504万5,000円につきましては、川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事に要する経費を繰り越したものでございます。

以上、23事業ございまして、先ほど承認いただきました令和2年度川棚町一般会計補正予算（第11回）の第2表繰越明許費において掲げた金額と同額の1億266万2,000円を令和3年度に繰り越したものでございます。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

（15：16）

日程第17 報告第3号

議 **長** 次に、日程第17、報告第3号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 報告第3号「令和2年度川棚町下水道事業会計の繰越計算書」についてご報告をいたします。

令和2年度川棚町下水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額について、繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について議会に

報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしく
お願いいたします。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 それでは、内容についてご説明をさせていただきます。2枚
目の令和2年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

まず表の名称といたしまして、「地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額」としております。地方公営企業法第26条に予算の繰越についての条文がありまして、第1項では通常の繰越、第2項では、ただし書により事故による繰越について定められているところであります。

今回の繰越しにつきましては、第1項の規定に基づくもので、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載いたしております。事業名につきましては、川棚町浄化センター改築・更新実施設計、耐震化実施設計業務及び下組雨水排水区浸水シミュレーション業務でありまして、予算計上額6,500万円に対しまして、支払義務発生額が0円であり、翌年度繰越額は6,500万円であります。また、繰越に係る財源内訳につきましては、国庫補助金3,250万円、損益勘定留保資金3,250万円であります。

繰越となりました要因につきましては、右の表の説明欄に「不測の日数を要した」というふうに記載しておりますけれども、今回、繰越を行う業務につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業といたしまして令和3年度からの計画でありましたが、県より令和3年度の当該補助事業については令和2年度帰結分と同額程度に限られる見込みであるため、補助金額ベースで令和3年度において令和2年度よりも多額の事業を予定している団体においては、当初の予定額を令和2年度の補助事業として確保することで差し支えないとの連絡を受けましたので、急遽当該交付金の追加申請を行ったところであり、所要の手続きに不足の日数を要したものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。これの説明のところですが、実施計画の再検討に不足の日数を要したとありますが、この説明は左の方の事業名の中の、下組の雨水排水区浸水シミュレーション業務っていうものに関係があるのかど

うかがわからないので、要はこの6, 500万円というのは、一つの事業者に対して支払われるものなのでしょうか。その一つの事業者と契約してこの浄化センターのことと下組の雨水排水区のシミュレーションのこと、両方委託してあるということなのでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。通常、この手のといたしますか、事業につきましては、日本下水道事業団に委託をして行っておりますので、この2つの事業をまとめて事業団の方に委託をするという形になります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(15:21)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(15:21)

(…休 憩…)

(15:35)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 報告第4号

議 長 次に、日程第18、報告第4号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第4号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」についてご報告をいたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を、令和3年3月31日付で行いましたので、同条例第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回、放棄を行った債権は、令和２年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは内容について説明をいたします。中ほどの表をご覧ください。

調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載をいたしております。債権の名称につきましては、いずれも水道料金であります。件数につきましては、月々の水道料金の件数でありまして、平成２６年度４件、２７年度７件、合計の１１件であります。金額につきましては当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載をいたしております。放棄の事由につきましては、時効期間満了によるもので、同条例第１５条第１項第１号を規定をいたしております。備考欄につきましては、該当債務者数を記載しております。なお、当該債権５万１，９７０円につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権放棄を行った後、不納欠損処理を行っております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 5 : 3 8)

議 長 ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

(1 5 : 3 8)

日程第 1 9 議案第 2 4 号

議 長 次に、日程第 1 9、議案第 2 4 号「川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 議案第24号「川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例」について、提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎自然公園、川棚町大崎保養・宿泊施設及び川棚町大崎温泉施設の3つの施設につきましては、現在、一般社団法人川棚町観光協会を指定管理者として指定し、運営を行っているところでありますが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了となります。そこで、このたび川棚町観光施設の運営及び運用のあり方に関し、専門的知識及び経験を有する皆様から広く意見を伺い、今後の施策に反映させるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたします。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、制定内容について説明いたします。議案書をご覧ください。

「川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例」と題しまして、9条建てとなっております。

まず1条では、川棚町観光施設の今後の運営及び運用のあり方に関し、専門的知識及び経験を有する者から広く意見を聴き、観光施設の健全かつ効率的な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、川棚町観光施設運営あり方検討委員会の設置を定めるものであります。

第2条では、所掌事務といたしまして、観光施設の運営及び運用のあり方に関するもの、そのほか町長が諮問する事項ということで2本建ての事項を定めております。

第3条では、委員の人数及び構成を定めており、委員においては5人以内で町長が委嘱し、観光分野、企業の経理及び施設の管理等に精通する者とし、また、その他町長が特に必要と認める者としております。

第4条では、委員の任期を委嘱の日から第2条の町長への書面による答申が完了するまでとしております。また、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うこととなり、後任を新たに委嘱することといたしております。

第5条では、委員長及び副委員長の役職に関することを定めております。

第6条では、会議の招集及び成立要件、議事の決定方法及び委員会会議の開催方法を定めております。

第7条は、掌握事項を遂行するにあたり必要があると認めるとき、委員以外の関係者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができると定めております。

第8条では、委員会の庶務事項として、産業振興課において処理する旨を定めております。

第9条では、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会が定めるとしております。

次に附則についてであります。第1条に施行期日を公布の日からといたしております。

第2条は、本委員会の設置にあたり、委嘱された委員の執務に対する報酬及び費用弁償であります。国において平成27年4月1日から適用されております謝金の標準支払基準に基づく会議出席謝金支払基準の標準単価としており、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うこととしております。次のページの新旧対照表をご覧ください。

別表の最下段に、「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会委員」の次に「川棚町観光施設運営あり方検討委員会委員」を追加し、報酬の額を月額1万2,000円、旅費の額を3級以上職相当額としております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。高以良議員。

9 番 高 以 良 第6条の4項のところでお尋ねします。委員会の会議は、原則非公開とするというふうに書いてありますけども、非公開とする理由は何なのかということをお尋ねしたいと思います。

それから次の5項ですけど、やむを得ない場合には書面を委員に回付して賛否を問うというようなことが謳ってありますが、この条例を見る限りでは、委員の任期は期限がないというか、第4条では委員の任期がその第2条に定める事項が完了するまでというふうになっておいて、特にいつまでという委員の任期の定めはないようですので、委員が揃わないようなときには、

わざわざ書面を回付してとかという方法ではなくて、委員会を延期という方法では対応はできないのかということでお尋ねします。

もう1点ですが、仮に5項を残して、書面を回付するという方法をとったときには、委員の報酬の支払いについてはどういうふうになるのかということについてお尋ねします。以上です。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、高以良議員の質問にお答えをいたします。まず1点目の非公開についてなんですけども、原則非公開ということで現在定めておりますけども、これにつきましては、委員が選任されて、その会議の中ですら、原則自由な意見が、活発な意見が出されるのを妨げてはいけないということからですね、原則非公開という形には定めておるところではあるんですけども、ただ、委員が決まった時点でその内容についてはですね、非公開にするか、公開ですかっていうところは検討をいたしたいと思っております。

あと、任期につきましては、現在の指定管理の期間につきましては、町長からも冒頭の説明であったかと思っておりますけども、現在7年の3月までの期間が、3月31日までの期間が現在の指定管理の期間となっております。その指定管理の期間までにはですね、必ずしもどういったことですか、いくつかというのは、この委員会の中でですね、決定をしたいと思っておりますので、現在その任期についてはその2条の中にもありますけども、答申、町長に対しての答申をするところまでが実際の期間ということですか、現在定めておるところであります。

すいません。ちょっと質問に対しての答えがちょっと合っていないようにしたけども、その期間が決まっていないということで、書面決議で、延期してもいいんじゃないかというところであるんですけども、先ほど言いましたように期間というのは、指定管理の期間ということで考えておりますので、一応その期間内に済ませたいということで書面決議ということで判断をしておるところであります。以上です。

議 _____ **長** 副町長。

副町長 ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。会議第6条の第5項の規定でございますが、ここははっきり言いましてですね、現在コ

ロナの影響等で、ほかの会議もそうですが、書面決議をせざるを得ない状況というのがございます。今後どうなるかわかりませんが、そういう事態でほば、例えばある事項について議論は尽くしてるんだけど、まだ結論を得るには皆さん集まっていたかかないといけない。しかし、コロナの状況でなかなか実際の会議ができないという場合もあることを想定してですね、こういう規定を設けているというところでございます。

議 _____ 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。書面決議を実際行った場合の報酬についてのご質問であったかと思えます。書面決議をした場合においては、報酬は考えておりません。以上です。

議 _____ 長 山口議員。

6 番 山 口 附則とですね、新旧対照表のですね、これは足りないんじゃないかと思うんですね。附則の川棚町観光施設運営あり方検討委員会日額1万2,000円となってるんですけど、委員会に払うのか委員に払うのかですね。これ新旧対照表も一緒なんですけど、それまでは全て教育委員会委員とか、下水道審議会委員となっていて、これはだから「会」で終わっているということは、委員会委員じゃないかと思うんですけども、以上です。この点お尋ねします。

議 _____ 長 山口議員、これは差し替えずに口頭でこっちで訂正はしたんですよね。させてもらったんですよね。初日の全協の折に。「委員」というのが抜けておりましたので、軽微な間違いということで、初日の9時半からの全協の中で、一応口頭で修正はするようには言っておりました。そのところだけですかね、山口議員。

はい、ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 第3条の第2項のところでお尋ねをいたします。(1)から(4)まで、委員の観光分野に精通する者等とありますけども、これはもう人選は終わっているのか、終わっていないのか。

それと、(4)の町長が特に必要と認める者とありますけども、これはどのような方が対象になっているのか。決まっていればお知らせをお願いします。

議 _____ 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。担当部署でですね、検討は今やっておるところでありますけども、現在のところはまだ決まっておられません。

あと、町長が特に必要と認める者というところにつきましてもですね、まだ現在決まっておられません。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 例えばこの委員が決まったときには、どういう方がなられたというのは議会の方にはお知らせはあるんですか。委員が決まったあと、観光分野だったら誰々がなりましたとか、そういうのは議会の方にはお知らせはあるんですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 委員の選任、決定につきましては、委嘱状をお渡しするような形になりますので、決定したあとは議会の方には報告はするようには考えております。

議 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 先ほどの関連でお尋ねしますが、第6条第2項の原則非公開の件ですが、先ほどの説明では委員が決まったあとに、委員の皆さんで公開するか非公開にするかは検討したいというような説明であったと思いますが、そういうことであれば、そういうふうに取り扱われるような条文にするべきじゃないかなと思うんですが。それをこのままにしていると、原則非公開ということになってしまうんじゃないかなと思いますが、その点についてはどうなんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、高以良議員の質問にお答えをいたします。先ほど私も、委員が決めた段階でその会議につきましても、非公開又は公開ということですね、決めたいということでお答えをしておりました。そこで、この第6条の第4項に、原則非公開ということを入れておりますので、その原則というところをちょっと考えていただければと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 答申案が期間的には長くなるかはどうかとは別として、答申案が出された場合に、その答申案の内容について、今後の方針としてそれを

町長が棄却といたしますか、答申案について従わないということもあり得ると
いうことは考えられますか。

議 長 副町長。

副 町 長 町長の諮問機関ということで意見を取りまとめていただい
て、町長に報告をします。それに完全に従わないといけないという縛りもな
いわけですが、せっかくいただいた意見をですね、まったく無にするという
こともあり得ないのではないかというふうに考えております。内容について
は、先ほどからですね、原則非公開がどうなのかというお話もありますが、
随時住民の皆様、議会の皆様に必要な事項はお示ししながら進めていきま
すので、その総まとめとして町長に諮問をいただきますので、それを完全に否
定するとか、そういったことはないんだろうというふうに考えております。

議 長 ほかに。高以良議員。

9 番 高 以 良 はい。すいません、またさっきの非公開の件ですが、原則と
いう言葉があるからということですが、でもここに条文として書いてあれ
ば、やはり非公開というのが強く表に出てくるのじゃないかなというふう
に思うんですよね。そういうふうに思いますのでちょっと気にはなるん
です。それで仮に委員さん方が協議して、非公開にしようとかということに
なったときには、その会議の内容は何らかの方法で町民なり、議会なりが知
ることはできるんでしょうか。お尋ねします。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。ここの原則非公開というのは、その会議そのものに傍
聴人を入れるかどうかということと考えております。いろんな議論をする中
で、事前に委員さんに就任をお願いする中で、やっぱりあまり発言について
あとで責任を問われたりとかいうことを恐れてちょっと二の足を踏むとい
う方もいらっしゃるかもわかりません。就任あるいは会議の発言ですね。多
くの会議でやはりそういうことも懸念して会議自体は非公開というのは相当
数見られると思います。今回も原則は傍聴人等を入れない形でやりますよ
としておりますが、先ほど課長からも説明しましたように、いやもうこの会
はオープンでやろうとかいうことも判断としてはあるかもわかりません。い
ずれにしても、その途中途中の進捗状況、議論状況、そういったのは先
ほど答弁しましたように、お示しをしながら進めていきたいというふう

考えております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 今の部分をもうちょっと確認させていただきたいんですが、原則非公開というとの意味は今説明されたので大体わかったんですが、例えば議事録等は全て残されると思うんですけども、発言者等伏せた上での議事録の確認等というものは、できるのであればそこら辺はちょっとはつきりお聞きしておきたいなと思ったんですが、いかがなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 お示しする場合に、やはり要約版というふうな、どういった項目についてどういった意見が出て、方向性としてこういうふうなところに向かいつつあるのか、まだいろいろ議論百出して、まだまとまってない状況なのか、そういったのも適宜お示しはしていきたいというふうに思っています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 この委員会の開催は、答申までの期間が先ほどの産業建設文教委員会の報告書の中でも、4年度中には答申をいただきたいというふうな説明があったかのような方向性になってますが、その期間が限られているので委員会の開催の頻度と、その予算立てが今度のあとの補正で出てくるのだろうと思うんですが、その報酬の日額なってますが、第2条の中で「調査及び審議を行い」ということがあるんですが、本当のこの委員の専門家としてですよ、これだけ川棚町の重大な事業を検討していただく中で、1万2,000円の額で果たして出て来られたときの費用だけでいいのかなと。もっと報酬を上げて、しっかり調査していただいでですね、やっていただくような重要な案件じゃないかなと私は思います。だからその報酬を上げることも考えられないのかということと、先ほど言いました委員会の開催頻度とか、そういったものをお聞きすると、もう1点は先ほどから話が出ております会議の非公開の件ですが、私ほかの自治体のいろんなあり方検討委員会、調べると原則公開となっています。今の世の中ほとんど原則公開が先に出てくるんじゃないかなと思います。だから、ここの条文はやっぱり原則公開が条文としてあるべきだと思います。そこを変更する考えがないかお聞きします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、福田議員の質問にお答えをいたします。このあと令和3年度の補正の方ですね、回数あたりも説明をしようかなとは思ってはいたんですけども、一応今年の予算としましては4回を考えております。

あと、1万2,000円で川棚町の将来を決めるのは、ちょっと安いんじゃないかというふうなご質問がありましたけれども、担当課の方でもですね、大分協議をいたしまして、通常、ここの条例の中にもありますけども、ほかの審議会と違ってというのは一応6,000円というのが一般的な額ではあるんですけども、今回担当課でも協議をいたしまして、冒頭説明はいたしましたけども、国の今行われている会議の中においてですね、1万2,000円という標準価格がありましたので、それを採用をさせていただいておるところであります。以上です。

議 長 もう1点、原則公開できないのかという意見については。副町長。

副 町 長 まずは報酬の件ですけども、先ほど課長も申しあげましたように、国の例、根拠を何に求めるかということで国の方の事例があったということでそれにしております。ただ、先ほど議員の方から、調査・研究等これじゃ足りないんじゃないかという趣旨だったのかもわかりませんが、そういったものについては実費ですね、旅費とか、そういったものは出せますので、そういったもので対応したいというふうに考えております。

それから、その公開についてなんですが、やはりですね、現時点ではざっくりばらんといいいますか、自由な議論をしていただくために、原則としては非公開ということで進めさせていただきたいと思っております。ただ、何度も申し上げますように、委員さん決まった場合にですね、その辺どうしていくか、細かいことにつきましてはですね、9条に書いておりますように委員会の中で詳細は決めていただきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 いろいろ出ておりますが、委員の人数が一応5人以内ということで定められておりますが、この中から委員長、副委員長決めるということになったら、委員長、副委員長ほか3名ということになるんでしょうけども、検討される内容自体は結構重要な内容になってくると私は思っておりますが、その協議の内容自体をこの人数で協議するっていうこと自体が、まあ

どのような根拠でこの5名というものを区切られたものなのか。もうちょっとやはり専門的知識を持った方をせっかく入れて協議をするのであれば、いろいろな意見を入れた方がいいと思いますので、もうちょっと増やすべきじゃないかとは思いますが、その点についてはどうなんでしょうか。

議 _____ 長 副町長。

副 町 長 開催する場合に人数が増えれば増えるほど、日時の設定等が困難になってまいります。5名がベストかと言われれば、そこは非常に難しいところなんですけど、5名以内であれば比較的開催も容易であろうというふうなことから、5名という設定をしているところでございます。

議 _____ 長 ほかに。小谷議員。

2 番 小 谷 私が言ったのはですね、ただ開催をしたっていうのじゃなくて、もっと内容を濃くするために人数を増やすべきじゃないかという意味で言ったんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

議 _____ 長 副町長。

副 町 長 はい。さらにですね、ここに書いてある以外の専門家の意見を求めようというふうな場合には、7条に関係者の出席という規定も設けておりますので、どうしても必要な場合にはこの規定を使って、より専門的な意見を求めるということもあろうかと思えます。

議 _____ 長 ほかに。よろしいですか。毛利議員。

3 番 毛 利 はい。ちょっと小さいところなんですけど、確認をさせていただきます。第2条の(1)なんですけど、これは最後に丸いきますかね。

議 _____ 長 副町長。

副 町 長 はい。有り難いご指摘ありがとうございます。ここは句点はいらないと思いますので、削除の上、ご審議をいただければというふうに思います。

議 _____ 長 町長。

町 長 先ほど福田議員、それから高以良議員、原則非公開にするということについて、まだ十分ご理解をいただいていないような気がいたしましたので、一言補足説明をさせていただきます。今確かに福田議員おっしゃったように、そういったことについては原則公開という考え方で進んでおります。このことは十分承知をいたしております。ただ、今回のこのテー

マにつきましては、今ある観光施設を今後どう生かしていこうかということで、抜本的に専門の先生方に研究をしてもらおうと、そして町長に対して提案をしてもらおうということで設置をするわけでありまして。そういった中で、それぞれの専門家ですので、いろんな意見が出るだろうと思います。それを原則公開いたしますと、その一つの意見が独り歩きしてしまっていて、まとめるのに逆に非常に難しくなっていくんじゃないかと思います。今回は指定管理のあり方とか、あるいは今後の運用についてまで議論をしてもらうということにしておりますので、例えば民間委託であるとか、あるいは売却であるとか、そういったことにも話が及ぶのではないかと思います。そういったことが、1人の委員さんがそういった発言をしたことによって、もうそういった方向で情報が発信されていきますと、なかなかまとまりにくいということになりますので、できれば今回のこの会については非公開がいいのではないかと、そう思って提案をしているところであります。そこであくまでも原則でありますので、委員が選任されてから一番最初の会議は当然町長が招集することになるとは思いますけど、その中で参画をされました各委員が、いや、公開しようということに決めていただければ、それはそれでまた理解もできる話でありますので、本条例については原則非公開ということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。第3条のですね、この委員の選任ですけど、これは県内在住なのか、あるいは福岡、あるいは東京、大阪あたりの、そういった分野に長けてる方までお願いするのかですね。その辺をちょっとお願いしたいと思っております。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 具体的な地域の範囲まで決めているわけではございませんが、できれば県内、広げても九州内をお願いしようというふうには考えております。

議 _____ **長** ほかに。福田議員。

1 番 福 田 一つ確認させてください。原則非公開ということですが、議事録等の、まあ完全なものじゃなくても、要点といいますか、要約したものでいいんですが、そういった議事録は早めに出るんでしょうか。というの

は、いろいろな話し合いを何回も重ねたあとでそういうのが出てきても、全然対応できませんので、どれくらい早く出していただけるものなのか。そこら辺のことをちょっとお聞きします。

議 長 副町長。

副 町 長 議員のおっしゃる対応ができないという、ちょっとどういうことかわかりかねるところもあるんですが、会開くたびにですね、その議事録というようなものを出すのか、あるいはある項目について整理ができた段階で出すのか、その辺はですね、委員さん決まってからどういった出し方をしていくのかというのは決めてもらいたいというふうに思っております。ただ、非公開というその言葉で、印象としては何かずっと秘密裏にしていってというふうなことで勘違いされることもあるかもしれませんが、申し上げておりますように、その会議に傍聴人を入れないというだけで、必要なものについては適宜お示ししながら進めていきたいというふうに考えています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:19)

日程第20 議案第25号

議 長 次に、日程第20、議案第25号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第25号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,409万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億5,709万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては補助事業に係る国・県支出金の増額、コミュニティ助成金の決定などによる諸収入の増額。また、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の追加、コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の増額、1人5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の追加が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開き下さい。

2款総務費であります。1項2目秘書広報費につきましては、会計年度任用職員として雇用した公用車運転手の期末・勤勉手当が未計上であったため追加するものでございます。

次の1項6目企画費につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に、惣津自治会から要望がありました放送機器等の備品購入を申請したところ、助成の決定をいただきましたので、その決定額と同額を惣津自治会への補助として18節に計上するものであります。

次の11目諸費につきましては、自衛隊募集に係る情報提供に関し、急遽、川棚町個人情報保護審査会の開催が必要となり、1節と8節で審査会委員の報酬及び旅費、そして13節で会場使用料を計上するものであります。

次の22目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の庁舎内感染防止対策事業費につきましては、10節において庁舎内の感染防止のための手指消毒液の設置、カウンターや手すりなどの消毒などに必要な消耗品の購入費を計上するものでございます。

次の庁舎衛生確保対策事業費につきましては、庁舎内の感染防止のため飛沫拡散防止パネル設置型機を導入することとし、令和2年度の国の2次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る事業として令和2年度の補正予算で計上しましたが、ほかの臨時交付金対象事業との調整のため、国の3次補正の地方創生臨時交付金に組み替えることとし、改めて17節に計上するものでございます。

次の例規システム整備事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止のため、行政手続きにおけるオンライン化を実現することを目的に、12節に例規整備に要する経費を計上するものでございます。

次の3項戸籍住民基本台帳費、2目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、こちらもオンライン化に必要となるマイナンバーカードの関連機器を導入するもので、12節で住民記録システムと機器との連携作業費を、17節に機器導入費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、介護保険施設が購入するコロナ対策ための備品購入等に対し補助するもので、補助額の上限を80万円として23施設分を計上するものであります。

次の2項1目児童福祉総務費につきましては、認可外保育所が購入するコロナ対策のための備品等に対し補助するもので、当初、県が対応することと

なっておりましたが、今年度に入り県から補助金の交付について町に依頼があり、今回1施設分を計上するものでございます。なお、全額国・県の補助となります。

次の2目児童措置費につきましては、低所得の子育て世帯の生活支援のため1人当たり5万円の特別給付を行うもので、7節に職員の時間外勤務手当を、10節に事務用品費等の購入費を、11節に郵便料や口座振替手数料を、12節にシステム改修費を、18節に300人分の給付費を計上するもので、こちらも全額国の補助となります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、産休代替職員の確保が難しく、会計年度任用職員で対応するため、1節報酬と2節給料を組み替えるものでございます。

次の2目予防費、説明欄の新型コロナウイルス感染症予防対策事業費につきましては、感染症予防に係る備品を購入することとしておりましたが、地方創生臨時交付金で対応することとし、5目の新型コロナウイルス感染症対策事業費に組み替えるものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費につきましては、これまでのワクチン接種の予約体制、接種会場の準備や運営で想定外の変更が生じるとともに、当初65歳以上につきましては集団接種で、64歳以下につきましては個別接種を想定しておりましたが、その後の医師会との協議において全て集団接種になるなど、当初予算編成時と大きく状況が変わっておりますので、今回、全面的に予算の組み替えを行うものであります。まず、予約コールセンターの対応をパートタイム会計年度任用職員で対応することとし、その報酬の4月、5月分を2節から流用し対応しましたので、今回6月から10月分を1節に計上するもので、2節では1節に流用したフルタイム会計年度任用職員の給与を復元するものです。3節では職員の時間外勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当を、4節でパートタイム会計年度任用職員の社会保険料を、7節で接種会場の有償ボランティアへの報奨金を、8節でパートタイム会計年度職員の通勤手当を、10節で事務用品購入や接種会場の光熱水費を計上するものであります。そして、12節で接種会場スタッフの派遣委託料や接種会場警備委託料などを、13節で使用済みの注射器の保管倉庫のリース料を、14節で接種会場である公会堂の復元

工事費などを、17節で車いすなどの備品購入費を計上するもので、全て国の補助で賄われます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、空気清浄器やフットペダル式消毒液スタンドなどの購入費を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費、説明欄の米需給調整総合対策推進事業費の増額は、川棚町地域農業再生協議会に対する県補助金の割当額が20万7,000円増額となりましたので、18節で同額を増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、地場産業の事業拡充を行い、新たに従業員を雇用する中小企業者に上限で400万円を補助する地域産業雇用創出チャレンジ支援事業において、当初予算では名目で1事業者分の予算を計上しておりましたが、このたび3事業者から申請が見込まれることとなり、18節に2事業者分の補助金を計上するものでございます。なお、本事業費は4分の3が県補助となっております。

次の3目観光費につきましては、観光施設運営方針のあり方検討委員会の設置に係る委員の報酬及び旅費を1節及び8節に計上するもので、12節では海フェスタ大村湾事業の対象事業として申請した「大崎海水浴場海上綱引き大会」及び「川棚海フェスタ2021」が採択されましたので、その委託料を計上するものであります。なお、補助率につきましては事業費の80パーセントということになっております。

18節につきましては、各種観光関連団体への補助において、事業内容の見直しにより140万円を減額するものでございます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、コロナ収束後の観光客の誘致を目的に、町内宿泊施設での宿泊費に1泊当たり上限2,000円の補助をするもので、4か月で8,000泊を見込み計上するものであります。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項土木総務費につきましては、令和2年度の地方創生臨時交付金事業として実施しました緊急対応型雇用創出事業を引き続き令和3年度も町単独事業として継続することとし、1目土木総務費に必要な経費を計上しておりましたが、今回、地方創生臨時交付金事業の対象とし

て、次の2目新型コロナウイルス感染症対策事業費へ事業費の組み替えを行うものでございます。1節では会計年度任用職員の報酬を、10節で消耗品費や公用車の燃料費及び修繕料を、11節で公用車の保険料を、そして17節で作業工具の購入費を計上するものでございます。

次の5項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、多くの町民が集まる中央公園のコロナ対策のため、ベンチの改修・抗菌処理、体育館、クラブハウスの換気設備等の改修工事費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項3目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費につきましては、家庭学習支援のためのルーター通信料をこちらに計上しておりましたが、地方創生臨時交付金で対応することとし、次の4目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄のオンライン学習環境整備事業費に組み替えるものでございます。

そして、オンライン学習環境整備事業費につきましては、現在、小学校低学年が平成27年度に導入したタブレットPCを使用しておりますが、処理能力不足、バッテリーの消耗など学習に支障をきたしており、今回、地方創生臨時交付金を活用して368台のタブレットPCを購入することを目的としております。まず10節であります、タブレットPC用ポーチの購入費として54万円、11節で家庭学習支援のためのルーター通信費として157万2,000円、12節で学校のICT利用を支援する支援員の追加配置に要する経費492万8,000円、13節でタブレットPCの保守料101万7,000円、17節でタブレットPC368台及び書画カメラ55台の購入費2,004万3,000円を計上するものでございます。

次の学校ICT教育活動継続支援事業費につきましては、10節で教室内のソーシャルディスタンスを確保するため、教室教具物置棚の撤去費93万4,000円、12節で学校関係者との接触機会を減らすため、小中学校にホームページを開設する経費102万3,000円、14節で学校通信ネットワークの補強工事費220万円、17節で特別支援学級のリモート交流用大型モニターなど備品購入費313万4,000円、21節でWEB画像等の著者への補償金として15万4,000円を計上するものであります。

次の学校図書室利用促進事業費につきましては、17節で空気清浄器、C

○2モニター購入費140万円を計上するもので、次の修学旅行キャンセル料支援事業費につきましては、コロナ禍で修学旅行が急遽中止となった場合のキャンセル料補助として18節に537万円を計上するものでございます。

2項1目学校管理費につきましては、石木小学校と小串小学校の備品購入費で書画カメラを購入することとしておりましたが、先に説明したオンライン学習環境整備事業で購入することとし、減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより270万7,000円を減額するものであります。

歳出は以上であります。続きまして、歳入をご説明しますので6、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。1項2目衛生費国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費の補正に合わせ増額するものでございます。

2項1目民生費国庫補助金、説明欄の保育対策総合支援事業費補助金は、認可外保育所の備品購入に対する補助金で、次の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）につきましては、歳出で説明しました低所得子育て世帯の生活支援のための1人当たり5万円の特別給付に係る補助金でございます。

次の2目衛生費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費国庫補助金につきましては、こちらも歳出の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費の補正に合わせ、増額するものでございます。

次の5目総務費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国から内定額に合わせて予算を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

15款県支出金であります。2項1目総務費県補助金、説明欄の地方創生推進交付金につきましては、7款商工費の地域産業雇用創出チャレンジ支援事業に係る補助として交付されるものでございます。

次の2目民生費県補助金は、認可外保育所の備品購入費に対する県の補助

金で、次の4目農林水産業費県補助金につきましては、米需給調整総合対策推進事業に係る追加補助がありましたので増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

20款諸収入であります。4項5目雑入につきましては、海フェスタ大村湾に係る助成金168万円及び惣津地区備品購入に係る自治総合センターコミュニティ助成金100万円を計上するものであります。

歳入は以上でございます。あと、28ページ以降につきましては、給与明細書を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(16 : 42)

(…休 憩…)

(16 : 55)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** ここで、企画財政課長及び水道課長より発言の訂正の申し出があつておりますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長 はい。先ほどの説明の中での訂正をさせていただきたいと思っております。12、13ページの説明でございます。最初の説明でございますが、2款総務費、1項2目秘書広報費についてでございます。こちらの説明の中で、「会計年度任用職員として雇用した公用車運転手の期末勤勉手当が未計上であったため」という説明をしましたが間違いでありまして、「期末勤勉手当」ではなく「期末手当」でございます。訂正してお詫び申し上げます。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 はい。すいません、訂正です。報告第4号の中の川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件ですが、表の備考の欄で、「該当債権者」となっておりますが、「債務者」の間違えでございますので、訂正してお詫び申し上げます。

議 _____ **長** よろしいですか。それでは、先ほど企画財政課長より一般会計補正予算（第1回）の説明を受けました。これから、この説明に対する質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。13ページのオンライン申請関連機器というのがあるんですけども、住民基本台帳費なんですけど、仕組みってというか、そもそもわからないのはですね、このオンライン申請っていうのは、住民票などをマイナンバーカードを使ってオンライン申請をするという意味なのか、それともマイナンバーカードをオンライン申請して受け取るという意味なのか、どういう意味なのかがよくわからないんですけど、どんな仕組みなんですか。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい、田口議員の質問にお答えします。ここではオンライン申請関連機器導入ということで記載をしておりますけれども、詳しく言いますと、マイナンバーカードの専用プリンターの機器を導入するということになっております。カードの裏面に住所の記録システム等と連携してですね、カードの裏面に印刷をする機能のプリンターを購入する金額を計上しているところです。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい、田口議員。

8 番 田 口 はい。そうするとそのオンラインという言葉はどこにかかるんですかね。何がオンラインなんですかね。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 これは住基と連携をさせて今まで手入力をして、まあワープロのような形で入力をして、裏面の印刷をしていたんですけども、今後住基と連携をして、住基が変えた時点でですね、このマイナンバーカードのプリンターを利用して印刷できるという仕組みであります。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 21ページの観光費の報酬の件ですけど、これは観光施設の運営あり方検討委員会ですか、の会議費、報酬で間違いないでしょうかということは、5名選ばれて、報酬が1万2,000円ですので1回当たり6万円、今年は4回だというふうな説明であったかと思うんですけど、するとちょっと金額が少ないなということで、確認をさせてください。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。当初予算においては6,000円の3名の4回を計上しておりました。それで、今回の補正において

は、先ほど説明をいたしましたけども、1万2,000円の5名の4回ということで、差額分の16万8,000円について今回補正で追加していいですか、要求をしているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。補正予算書の24、25ページなのですが、説明欄の4番目、修学旅行キャンセル料支援事業費ということで537万あがってるんですけども、この修学旅行はもう中止が決まったのかどうかというのが一つと、国の方で12歳以上がワクチン接種を進めていってらっしゃいますので、延期をして中学生は対応できないのか、その辺をお尋ねします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 ただ今の質問にお答えいたします。修学旅行の中止につきましては、川棚中学校の現在の3年生が昨年2年生時に本来する予定であった修学旅行について、3年時に延期するというで一学年上がった今年度で実施をするようにされておりました。しかし、今回県内でも第4波の影響を受けて、感染が広がったということで、昨年度は当初京都方面の修学旅行を予定されておりましたけれども、やはり県外の方への修学旅行は見直した方がいいということで、今年度に入りまして長崎県内で修学旅行を予定するとしておりましたけれども、先ほど言いましたように第4波の影響のために中止をせざるを得なくなったということで、本来なら今月の月末で実施をする予定でありましたが、保護者のアンケートなども取りまして、約2割の保護者が参加を見合わせたいというような希望があったということで、全体的な3年生の修学旅行としては、今後受験期を控えて、その受験体制に入っていく状況で、もうこれ以上の延期は難しいということで中学校として中止を決定されたようでございます。

そこで、2点目のワクチンの接種の関係で、接種したあとのことっていうようなご質問であったかと思えますけれども、現状教育委員会の方には、12歳以上になりますですかね、ワクチンの接種の関係については特に連絡がまだあってるわけでもございませぬし、そうしたワクチンの接種が完了して修学旅行をするという一つの方向性も出てくるのかなとは思いますが、やはり今後7月以降になってきますと、受験期を控えてそういった修学旅行の実施をするのが難しいという判断もあったようでございますので、今回川棚中

学校が中止というような状況に、現行の3年生ですね、が2年時からの延期をそのまま今年度で実施するとされておったものが中止となったようでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 今の25ページの方ですが、先ほど説明があった中で、ルーター通信費ってという言葉で確か説明をされたって思うんですが、家庭学習の分かなと思いつつながら、そうじゃないのかなと思いつつながら、そのこのところの説明をもうちょっといただきたいのと、もし家庭用でしたら、全員分ということになってるのかどうかというのと、あとですねもう1点、15ページの子育て世帯の生活支援給付金の分で、5万円の300人分ということで、1,500万ですね、みておられますが、この300人っていうのがどの数字なのかをちょっとお聞きしたいです。

それで、もうまとめて聞きますがもう1点、17ページのこれもコロナ感染症対策の分ですが、64歳以下の分の予約の分の電話対応の分をパートタイムにするということで説明がありましたけども、オンライン予約の方はどうなっているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 はい、教育次長。

教 育 次 長 はい。まずは1点目の24ページ、25ページのGIGAスクール整備費事業費に当初予算で計上しておりましたルーター通信費の関係でのご質問についてお答えいたします。今回ルーター通信費としてですね、昨年度モバイルルーターを整備して、そのモバイルルーターに差し込むSIMのですね、通信費を今年度当初予算で計上をさせていただいたところでございます。このモバイルルーターにつきましては、就学援助世帯、準要保護世帯に貸し出すルーターでございまして、全体の家庭に貸し出すものではなく、就学援助世帯のみ貸し出す予定としてですね、就学援助費の代わりとしてルーターを貸し出すと、そして通信費を町の方で負担していくということで当初予算で計上をしておりましたけれども、これにつきましては、コロナ地方創生交付金を活用した事業に振り替えたというような状況でございまして、以上です。

議 長 住民福祉課長。

住 民 福 祉 課 長 はい。小谷議員の子育て世帯生活支援給付金給付事業につい

ての説明をいたします。まずこの事業なんですけれども、国が行っている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金っていうのがございます。この中で、その対象者は児童扶養手当、ひとり親家庭で、この児童扶養手当っていうのがひとり親家庭で18歳到達年度の末日までにある児童ということになっています。このひとり親世帯につきましては、県の方からもうそのまま支給をされることになっております。で、その他の世帯分と、ここでも括弧書きでもしておりますけれども、このその他の世帯分については町で事務をしてくださいということになっております。この対象者としては、4月分の児童扶養手当、基準日がありますのでそれに漏れた方ですね、それであるとか、あと特別児童扶養手当、これは身体又は精神に障がいがある20歳未満の児童をもっておられる親で、この方々が、ひとり親じゃない方、両親揃っている方ですね、そういった方々を対象と、条件としては令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と、特別児童扶養手当をもらっている方でもですね。で、そのほかですね、対象児童の要扶養者であって以下のいずれかに該当する者ということで、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し令和3年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあるものと認められる者と、こういった複雑な条件がありまして、そういった中でですね、言われた、今述べました条件に対象となる方を大体の概算で出したところが大体300人、多く見積もって300人くらいだろうということで予算を計上しているところです。以上です。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい、小谷議員のご質問にお答えいたします。64歳以下のワクチン接種の予約のシステムにつきましては、インターネットでですね予約ができるように今業者の方と契約を締結いたしまして、早ければ6月末までにテスト運用をして、問題がなければですね、接種券の発送と同時にですね、予約ができるように構築を今進めております。以上です。

議 **長** はい、小谷議員。

2番小谷 すいません、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、今の子育て世帯の分ですが、300人と言われましたけども、300世帯なのか、それとも対象のお子さん300人分ということなのか、ちょっと

そこだけお願いいたします。

議 _____ 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。子どもの数となります。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(17:12)

日程第21 議案第26号

議 _____ 長 次に、日程第21、議案第26号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件について

の説明を求めます。町長。

町長 議案第26号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、総務費の補正が主なものでありますが、歳入歳出予算の総額に増減はなく、予備費で調整するものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。

今回の補正は、歳出のみとなっております。4ページ、5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の雇用の必要が生じたので、増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、総務費の増額分を減額調整するものであります。以上でご説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(17:15)

日程第22 議案第27号

議 長 次に、日程第22、議案第27号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第27号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例改正案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例中2つのマイナンバーカード関係の手数料について一部改正を行うものであります。

1つ目は、通知カードに係る事務が廃止されたことによる、通知カードの再交付手数料の規定を削除するものであり、2つ目は、地方公共団体情報システム機構が、マイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものであります。

なお、改正の詳細につきましては、住民福祉課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは、本改正案についてご説明をいたします。

町長が提案理由で説明しましたように、本条例案は法律の一部改正に伴い、別表中の2つのマイナンバーカード関係の手数料の項目を削除するもの

であります。なお、施行期日が異なるため、条建ての条例改正案となっております。

改正本文第1条では、通知カードに係る事務が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料の規定を削除するものであります。新旧対照表の第1条による改正をご覧ください。別表中第28号の改正では、以降の号ずれが生じないように第28号は残し、内容だけを削除に改めております。1行上の第27号の改正は、第28号の内容を削除に改めたため、「以下「番号法」という。」という文言が必要なくなったため削除しております。

改正本文第2条では、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものであります。新旧対照表の第2条による改正をご覧ください。別表中第27号個人番号カードの再交付手数料及び先ほど第1条で削除に改めた第28号、この2つの号を削り、第29号を第27号とし、それ以降の第39号までを2号ずつ繰り上げをするものであります。改正本文にお戻りください。

附則でございます。本条例、ここでは第1条に当たります。本条例は、公布の日から施行するものとしてしております。

第2条は法律の施行日の関係上、令和3年9月1日から施行するものとしております。

なお、改正本文第1条の改正につきましては、昨年5月に法律が施行されており、もっと早い段階で改正案を提出すべきところでありましたが、法律等の改正による関係条例整備の確認不足のため、このように遅い提案となってしまったことを深くお詫び申し上げます。また、この通知カードの再交付につきましては、法律の施行日以降、事務自体が廃止されておりますので、手数料を徴収することはあっておりません。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(17:22)

日程第23 議案第28号

議 **長** 次に、日程第23、議案第28号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第28号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております、川棚町新庁舎建設工事（建築）につきまして、工事内容の変更により現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるもので

あります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 それでは、私の方から説明をいたします。

今回の変更につきましては、今説明がありましたように、議案項目4. 契約金額の変更となります。変更前金額8億663万円、変更後8億5,974万9,000円、5,311万9,000円の増額となります。次のページをご覧ください。

参考資料に基づきまして変更内容を説明いたします。

工期、令和2年9月11日から令和3年10月29日まで。

工事場所、川棚町役場（川棚町中組郷1518番地の1 地内）。

工事の概要（変更内容）です。1. 共通仮設。仮囲い、H=3メートル、当初133メートル、変更後65メートル。H=2メートル、当初0メートル、変更後104メートル。パネルゲート、当初2か所、変更後1か所。キャスターゲート、当初0か所、変更後1か所。契約後、仮設計画の協議を行った結果、強風時の対応を考慮して仮囲いの高さを一部低くする変更を行い、また、安全を考慮して現場敷地全体を仮囲いの範囲とする延長の変更を行うもの。現場出入口（北側）のゲート1か所を間口の広いキャスターゲートに変更するもの。敷鉄板、当初0平米、変更後348平米。土工事において残土の仮置場の変更に伴い、道路汚損防止対策として敷鉄板を設置するもの。

湧水処理。水中ポンプ、当初0基、変更後17基（稼働日数90日）。

汚濁処理槽、当初0基、変更後3基。仮設配管、当初0式、変更後1式。基礎工事に着手したところ、湧水が確認され、水量も多いことから作業に支障をきたすため、湧水処理のための水替えを行う必要となったもの。

2. 土工。発生土処理。残土運搬、当初ダンプトラック10トン積級、土砂5.5キロメートル以下（小串郷大崎地区）、変更後ダンプトラック10トン積級、土砂2.5キロメートル以下（百津地区川棚港埋立地未利用地）。敷地整地、当初0式、変更後1式。基礎工事により発生した土砂のうち1,500立米は埋戻し材として流用することとし、その仮置場として大

崎地区の建設課管理の資材置き場としていたが、町の公共工事による発生土が置かれている状態であったため、仮置場としての利用ができない状況となり、その代替地として県管理の百津地区川棚港埋立地未利用地を仮置場に変更したことにより、土砂の運搬距離及び受入地の敷地整備費を変更するもの。

山留（親杭木矢板）。オーガ掘削建込費、H鋼350、L=9.5メートル、当初69本、変更後61本。オーガ掘削建込費、H鋼250、L=7.0メートル、当初82本、変更後72本。H鋼引抜費、H鋼350、L=9.5メートル、当初69本、変更後49本。H鋼引抜費、H鋼250、L=7.0メートル、当初82本、変更後72本。木矢板設置費、t=40から45ミリ、当初576平米、変更後452平米。山留内コンクリート打設、当初0立米、変更後17立米。掘削孔内埋戻し（土丹）、当初0立米、変更後211立米。発生土運搬処分、当初0立米、変更後270立米。山留工事後に施工する杭工事に伴う大型重機の作業ヤードの範囲を確認したところ、当初の計画通りに山留工事を行うと、杭工事の施工に支障をきたすため、山留の本数を見直すもの。防災無線塔周りに設置する山留工事は、H鋼及び木矢板だけでは防災無線塔に傾き等の影響を与えてしまう恐れがあることから、木矢板の代わりに一部コンクリートを打設して土留め壁とする補強とし、基礎工事の施工後もH鋼を引き抜くことで防災無線塔に影響が出てしまう恐れがあるため、埋め置きによる処理とするもの。また、山留を設置した際の孔内埋戻し材を発生土によるものとして計画していたが、オーガ掘削により排出された発生土は水分を含んでおり、その土砂を埋戻し材として利用することは困難であると判断したため、埋戻し材を土丹に変更し、使用できない発生土は処分を行うもの。

3. 地業。損料。補助クレーン損料、当初22日、変更後30日。バックホウ損料、当初20日、変更後27日。発電機、当初20日、変更後27日。ケーシング損料、当初20日、変更後27日。管理費、当初26日、変更後34日。杭工事を施工するに当たり、想定していた以上に地中に転石が多く存在し、都度、作業を中断して転石を撤去することとなり、作業日数の遅れが生じた。また、転石の箇所を掘削したことにより、オーガーヘッドやケーシングの破損が発生し、その修繕に要する日数が生じたことで、当初、

計画していた施工日数を超えたことにより、重機等の損料及び管理費の日数を延長する必要となったもの。

4. 建具。パーティション、当初0か所、変更後1か所（W6, 790×H2, 900×D69）。2階大会議室は、当初、一つの空間として利用する計画であったが、用途に応じて利用スペースを調整できるように可動式間仕切りを設置するもの。

5. ユニット及びその他。移動書架、当初0式、変更後丸ハンドル式移動書棚1式（3か所）、スライド式移動書棚1式（1か所）。各階に設置する移動書棚について、床の仕上がりに合わせてレールを設置する必要があり、これに伴う計画高の調整など、建築工事との関連が高いことから本工事に追加して設置するもの。

入退室管理システム、当初0式、変更後1式。3階印刷機器倉庫、情報系サーバー室、書庫については、情報漏えい防止及び部外者の侵入を防ぐために入退室を管理する必要があることから、入退室管理システムを導入することとしている。本システムは、鋼製建具の施錠機械と入退室管理システムを接続する必要があり、建築工事で施工する鋼製建具との関連が高いことから本工事に追加して設置するもの。

6. 屋外附帯。擁壁。練積ブロック、当初1式、変更後0式。L型擁壁、当初0式、変更後1式。練積ブロック撤去、当初9.5立米、変更後28.4立米。北側公用車駐車場の擁壁について、当初、練積ブロック積として、既存の位置で天端調整を行い施工することとしていたが、駐車場奥にある防災無線塔の修繕工事を行う際にクレーン車が北側公用車駐車場の通路に入る必要となるため、擁壁の形状を練積ブロックからL型擁壁に変更して幅員を広くすることで、クレーン車が設置できやすいように変更を行うもの。

すいません、続きましてお配りしております図面の説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして1枚目です。

この資料は、主な変更内容を図面に示したものであります。A3版を三つ折りにして、左下にはページを振っております。全部で5ページあります。図年上には、ただいま説明いたしました各変更内容と該当する工事の科目名及び丸番号を振っております。参考資料と併せながらご確認をお願いいたします。

1 ページ目は共通仮設の内容です。図面左側は仮設計画図であります。仮囲い及びゲートの変更内容を記載しております。なお、当初が青色、変更後が赤色で示しております。南側、北側の仮囲いの高さを当初3メートルから2メートルに低くする変更を行っております。新庁舎裏北側ゲートをパネルゲートから間口の広いキャスターゲートに変更しております。

図面右側は同じく共通仮設⑤の湧水処理の図面であります。図面は基礎図であります。その基礎図にポンプの設置位置を赤丸で示しております。ポンプは17基設置しております。図面下側には写真を添付しております。ポンプアップの状況、汚濁処理槽、仮設配管状況の写真となります。続きまして2ページ目です。

2. 土工⑥の発生土処理の変更内容であります。残土運搬の経路図であります。図面左上が当初の運搬経路図です。当初は残土仮置場は小串湾沿いの大崎地区建設課管理用地でありました。図面右側は変更後の運搬経路図です。上が往路、下が復路であり、仮置場は百津地区川棚港埋立地未利用地であります。なお、往路と復路のルートの違いは、往路の際マルキョウ前の交差点の信号機が時差式とはなっておらず、右折する際に交通事故等の危険が生じますので、安全のために川棚港臨港道路を利用した経路をとらしていただいております。

図面左下側は、1. 共通仮設④で説明いたしました敷鉄板の設置図であります。変更後の残土置場であります川棚港未利用地内に青色で示しております範囲で敷鉄板を設置したものであります。なお、残土置場の広さは1,800平米を確保しております。続きまして3ページ目です。

図面左側、2. 土工⑦山留計画図であります。図面はH鋼の設置位置を示しております。赤枠内のH鋼が変更箇所となります。黄色で塗りつぶした箇所は防災無線塔の補強箇所を示しております。続きまして図面右側です。

3. 地業、⑧、⑨の内容です。図面上側は杭施工のフロー図となります。フロー図の左側、掘削とありますが、この掘削の際、転石が発生した箇所が掘削することができなくなっております。写真は転石を重機で掘削した状況と、掘削して出てきた転石の石であります。転石は深さが約2メートルから3メートルの位置にあり、大きなもので長さが約1.2メートルありました。続きまして4ページ目です。

図面左側、4. 建具の⑩、パーティションの2階大会議室移動式間仕切りであります。2階大会議室に設置する移動式間仕切りの位置を赤で示しております。当初は移動式間仕切りの設置はしておりませんでした但変更により設置して、会議室を2つに区分けできるようにして、利用の用途に応じてスペースを調整できるようしております。

図面右側、6. 屋外付帯の⑬、北側駐車場擁壁の図面であります。塗りつぶした青色が当初の練積ブロックの天端位置であり、赤で塗りつぶしている箇所が変更後のL型擁壁の天端位置となります。天端の位置の差が駐車場の前の通路の広さになり、変更前・変更後の差となります。今回の変更により、広いところで当初の計画より1.5メートル程度拡幅することができます。5ページ目です。

番号が戻ることとなりますが、5. ユニット及びその他のユニット工事（移動書棚）であります。図面上には1階から3階までの平面図を記載しております。平面図には移動書棚の設置位置を赤で示しております。1階には2か所、2階には1か所、3階は書庫室に移動書棚をL字型で配置することとしております。下の図は、左側が移動書棚の姿図であります。右側の図は、黄色い着色をしている箇所が移動書棚の施工部分であります。薄いグレー色が一次打設となるコンクリートの床であり、その後、黄色い部分の移動書棚のレールを設置して、濃い色のグレー職で示した二次打設のモルタルを施工する手順となります。その際、床の仕上がりの高さとレールの設置高さを合わせる必要があり、施工上、建築工事により同じ施工で進めることが施工手順もスムーズに進むこととなるため、今回追加変更により工事を行うこととしております。

以上が、川棚町新庁舎建設工事（建築）の工事請負契約の変更に伴う議案説明であります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（建築））」は、原案のとおり可決されました。

(17:41)

日程第24 議案第29号

議 _____ **長** 次に、日程第24、議案第29号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第29号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」について、提案理由をご説明いたします。

現在工事を進めております川棚町新庁舎建設工事（電気）につきまして、工事内容の変更により現請負契約金額に変更が生じたところであります。

そこで、変更後の本契約につきましては、本町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

なお、詳細につきましては、新庁舎建設室長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 それでは、私の方から説明いたします。

今説明がありましたように、今回契約金額の変更となっております。議案にありますように、変更前金額2億857万1,000円、変更後2億3,747万9,000円、2,890万8,000円の増額であります。次のページをお開きください。参考資料です。

工期、令和2年9月11日から令和3年10月29日まで。

工事場所、川棚町役場（川棚町中組郷1518番地の1 地内）。

工事の概要（変更内容）。1. 映像音響設備。災害対策室システム、当初0式、変更後1式。2階大会議室に設置される災害対策室のシステムは、大会議室、防災無線機械室、総務課執務室とつながり合う機器となり、躯体工事の段階から施工を進める必要がある。また、本システムは大会議室の映像・音響設備を兼ねており、放送設備を含め多くの機器が設置されることから本工事と関連が高い。そのため、本工事の進捗と合わせて施工を行いたく、本工事に追加して設置するもの。

2. 構内配電線路。コンクリート柱撤去、当初0本、変更後1本。本館棟の解体工事で撤去できなかった電気引込用の自営柱について、解体後、現場着手前に撤去ができることとなったため、撤去工事を行ったもの。

続きまして、図面の説明をさせていただきます。図面をお開きください。

1. 音響・映像設備①、災害対策システムです。図面は新庁舎2階に配置されます大会議室、防災対策機械室、総務課執務室の平面図を示しております。災害対策システムの構築に当たっては、担当係になります総務課防災交通係と協議を進め、災害時において求められる迅速な情報収集から意思決定という流れに必要な映像システムを設置することとしております。その内容をこの図面で示しております。

災害対策室は、警報発令時から3段階に分けて設置ができるようにしております。まず、初期段階である第1段階の警報発令時は、災害担当課である

総務課を中心に、産業振興課、建設課の技術職員が待機します。その際、総務課内に50インチの電子黒板機能付ディスプレイを配置して、気象情報を含め、各種情報を執務室内で確認ができるようにしております。図面では右上側が総務課執務室であり、その左側にある絵がディスプレイの例であります。次に一次配備となった場合、関係各課から担当職員が招集されますが、その際は大会議室の右側の部屋を使用することとし、対策会議用として75インチの電子黒板機能付ディスプレイを使用することとします。図面でいいますと、ちょうど中央部分の付近になります。最後に大規模な災害が発生し、国の機関、自衛隊、消防や電力会社等多くの担当者が対策会議に参加することとなった場合は、大会議室の左側にあります150インチのプロジェクター用のスクリーンを利用することとします。このように、災害の各段階に応じて対策会議での情報収集が可能となるようにシステムの整備を行うことができるようにしております。また、モニターに映し出される情報は、図面左下にありますモニターイメージ図にありますように、1画面で多くの情報を一度に映し出すことができる設備としております。操作方法としては、扱いやすいタブレットを利用して、画面の切替え等ができるようにします。

なお、通常時はこれらのシステムを利用して、各会議における音響設備・映像設備として利用ができるようになります。このシステムを構築するに当たっては、機器設置や配管、配線の電気工事が必要となるため、本契約における電気工事と切り離すことは困難であると考えております。

以上が、川棚町新庁舎建設工事（電気）の工事請負契約の変更に伴う議案説明であります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。福田議員。

1 番 福 田 はい。先ほどの建築の部分にも重複する質問なんですけど、この新庁舎建設に当たっていろんな先進地の庁舎とかも見られたと思います。そういった中で、先ほどの議案では移動書架、最初から図面には載ってたかと思うんですが、それによる増額が3,000万。今の議案でいきますと、防災システムが3,000万ほどということで、この防災システムは当然、防災対策本部としての利用と考えられておりますので、そういうシステムは導入が元々考えられていたんだろうと思うんですが、ここで増額になった分は、庁舎全体の建設費の中から、元々含まれていていたのではないかと私

は思うんですけど、その分がどっか後ほどといいますか、あとになってみれば減額といいますかね、今回の分に含まれてるのでその分はもう出てこないよというふうな捉え方でいいのか。全くそういうのを計画に当初からなかったのだから新たに5,000万、3,000万のその設備を入れていくのかということをお聞きします。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 今、福田議員の方から質問がありました、建築でいいますと移動書棚、電気ですと災害対策システム、この内容につきましては、令和3年度の予算上、今の建築工事、電気工事とはまた別に予算を計上しておいたところであります。ですから、今後減額があるとか、そういうふうにはならないということをご理解いただければと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

1 番 福田 ちょっといいですか。

議 _____ **長** はい、福田議員。

1 番 福田 その、計画の中には入ってたということであれば、追加っていう補正で上がってくるっていうことがちょっとわからないんですけど。

議 _____ **長** 建設室長。

新庁舎建設室長 申し訳ありません。改めて福田議員の質問に対してお答えします。まずこの2点の事業につきましては、当初の事業費として含めておいたということでまずご理解してください。ただ、予算上また別途発注という部分を考えておいたところだったんですが、今回は今の工事に含めて変更させていただいて発注を進めていくという内容であります。以上です。

議 _____ **長** よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** はい。それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「工事請負契約の変更（川棚町新庁舎建設工事（電気））」は、原案のとおり可決されました。

(17:54)

日程第25 議案第30号

議 _____ **長** 次に、日程第25、議案第30号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第30号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」、提案理由をご説明いたします。

平成28年度から着手をいたしました漁村再生交付金事業による、川棚西部漁港三越地区につきましては、令和2年4月末をもって工事が完成したところであります。この事業は、公有水面埋立てを行い、物揚場2か所及び岸壁を整備いたしましたので、今回埋立工事完了に伴い、竣工認可申請をして

いたところ、長崎県より竣工認可の告示がなされたところであります。

これにより、地方自治法第9条の5第1項の規定と、同法第260条第1項の規定により、あらたに生じた土地の確認と編入する字の区域の変更について議会の議決が必要となりましたので、ご提案するものであります。

埋立区域の位置及び編入する字の区域は、議案の記載のとおりであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは説明をいたします。

あらたに生じた土地は3か所ありまして、1か所目は長崎県東彼杵郡川棚町三越郷字山ノ上140の87、140の89及び140の90に隣接する堤防地先並びに140の89地先で、面積は97.85平方メートルとなり、編入する区域は字山ノ上となります。2つ目は、字三ツ越郷181の4地先で、面積は57.56平方メートルとなり、編入する区域は字三ツ越となります。最後に3か所目は、字三ツ越201の4、201の5及び227の2に接する堤防地先で、面積は475.31平方メートルとなり、編入する区域は字三ツ越となります。

これらの土地は、漁村再生交付金事業に伴う埋立地で、平成28年8月5日に公有水面埋立法第2条第1項の免許申請を出願し、平成28年9月30日付で免許書が交付され、平成28年度からこの区間の岸壁及び物揚場の整備工事に着手し、令和2年4月末に完了したものであります。今回の工事完了に伴い、令和3年2月22日に公有水面埋立地竣工認可の申請を行い、令和3年3月30日付で竣工認可書が交付され、同日付の長崎県告示第294号で竣工認可の告示がなされたところであります。

土地につきましては、添付しております図面の赤色の部分であります。片島岸壁が97.85平方メートル、三越物揚場が57.56平方メートル、それと三越物揚場Bが475.31平方メートルとなり、合計面積で630.72平方メートルであります。なお、免許出願に当たりましては、平成28年9月14日の定例議会の議案第39号で公有水面埋立法の規定による議会の議決をいただいておりますので、埋立てに至るまでの経過につきましては省略させていただきます。

竣功認可書の交付によりまして、地方自治法の規定では、議会の議決が必要となります。議案の本文の地方自治法第9条の5第1項の規定は、あらたに生じた土地の確認で、市町村の区域にあらたに土地が生じた場合は議会の議決を経て県知事に届け出ることに、また、地方自治法第260条第1項の規定は、字の区域の変更について、市町村の区域内の字の区域を変更するときは議会の議決を得ることと定められておりますので、ご提案するものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 このあらたに生じた土地について、現在の図面では番地の数字が入ってませんが、何番地という数字も入ってくるということなのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 今後測量しまして、新しい番地が入ってくるということになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されました。

(18:02)

日程第26 閉会中の継続調査の件

議 _____ **長** 次に日程第26、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申出がっております。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、総務委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(18:03)

日程第27 閉会中の継続調査の件

議 _____ **長** 次に日程第27、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

議会運営委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の所掌事務の継続調査の申出があっ

ております。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(18:03)

日程第28 議員派遣の件

議 長 次に日程第28、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

議 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(18:04)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和3年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。長時間、大変お疲れ様でした。

(1 8 : 0 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村井達己

会議録署名議員 _____ 福田徹

会議録署名議員 _____ 小谷龍一郎